

第一百四十回

参議院環境特別委員会議録第四号

平成九年三月二十七日(木曜日)

午前九時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

渡辺 四郎君

狩野 安君

成瀬 守重君

山下 栄一君

大淵 紗子君

景山俊太郎君

河本 英典君

小山 孝雄君

谷川 秀善君

平田 駿一君

山本 一太君

足立 良平君

常田 享詳君

寺澤 芳男君

長谷川 清君

小川 勝也君

竹村 有働

末広 真樹子君

岡田 康彦君

石井 道子君

下野 省三君

田中 健次君

○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。
 ○南極地域の環境の保護に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)、平成九年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

(総理府所管公害等調整委員会、環境庁)
 出

○平成九年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成九年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成九年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。
 昨二十六日、予算委員会から、本日午前の半日

現在の法律の体系の中を見てまいりますと、環境基本法第十三条规定する行政を所掌する科学技術庁で一元的に処理することが望ましいとの判断があつたように承知しております。

まず、私どもとのかかわりで申し上げますと、歴史的には環境庁設置当時の議論といたしまして、放射性物質については、その性質上高度の専門性を有し、原子力に関する行政を所掌する科学技術庁で一元的に処理することが望ましいとの判断があつたように承知しております。

一方、今申し上げました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項についての内閣総理大臣の補佐は科学技術庁の所掌事務となつておることを初めといたしまして、原子力基本法の体系のもとで行われている原子力の研究、開発、利用から放射性降下物による障害の防止に至るまでの施策については科学技術庁が一貫して所掌しているものでございます。

○平田耕一君 法的なことを御説明いただきまして、それでいきますと、実際に環境庁設置法でありますけれども、その四条は、職掌規定の中に、環境基本法による仕事をやると、こう書いてあるわけでありますけれども、その環境基本法の中に、は、放射能による大気の汚染等の防止ですが、十三条の規定の中にこれ明確にある。環境庁設置法の中の四条の五ですね、これは内閣総理大臣を補佐する、「環境基本法に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐する」というふうに書いてあるわけであります。

○平田耕一君 法的なことを御説明いただきまして、それでいきますと、実際に環境庁設置法でありますけれども、その四条は、職掌規定の中に、環境基本法による仕事をやると、こう書いてあるわけでありますけれども、その環境基本法の中に、は、放射能による大気の汚染等の防止ですが、十三条の規定の中にこれ明確にある。環境庁設置法の中の四条の五ですね、これは内閣総理大臣を補佐する、「環境基本法に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐する」というふうに書いてあるわけであります。

○政府委員(岡田康彦君) お答え申し上げます。

まず、私どもとのかかわりで申し上げますと、

○平成九年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成九年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成九年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)について

○委員長(渡辺四郎君) ただいまから環境特別委員会を開会いたします。

府に一括集中してぐっとレベルを上げるという必要もあつたと思いますので、過去のことはとやかく言う気はないわけありますけれども、厳密に法律的にいきますと、環境庁がそれらのことを補佐する義務があるということは法律的に残つてゐるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺は官房長い方がでしようか。

○政府委員(岡田康彦君)お答え申し上げます。

環境庁設置法第四条第五号におきましては、環境庁の所掌事務といいたしまして、「環境基本法に基づく内閣総理大臣の権限」が定められておるのは先生御指摘のとおりでございます。

一方、環境基本法に基づく内閣総理大臣の権限と申しますのは、基本法の中で、一つには環境基本計画の案の作成、公表、これは十五条でござります。それから公害防止計画の策定指示、承認等、これは十七条でございます。それから中央環境審議会委員の任命、これは四十二条でございます。それから公害対策会議の委員の任命、四十六条でございますが、等、内閣総理大臣が行うべき事務として具体的に明示がされておるところでございます。

一方、今御指摘の環境基本法十三条の規定は法律の適用範囲を整理したものでございまして、内閣総理大臣の具体的な事務を行う権限を定めたものでございません。

したがいまして、環境庁は、放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置につきまして科学技術庁を補佐するという、今先生の御指摘のようなことができるというふうに解する余地がないものと考えております。

○平田耕一君 なければあれなんですかとも、書いてあるわけありますし、やっぱりんじゃないでしょうか。

そして、その原子力基本法の中には、そういう規制は別の法律によるというその法律が、核原

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の中で内閣総理大臣の職務がうたつてあるわけですね。ですから、要是この「関係法律で定めること」ところによる」ということの解釈だというふうに思いますけれども、事は大変国民にとって重大な件でございます。

環境庁というのは名前からいいたら何でもできるような厅であります。これから大変、将来は重要な省になるんだろうというふうに思うんですけれども、一生懸命皆さんが緑の保存や森林を保護して緑を守つていく、そしてまた海岸や河川、内閣総理大臣を補佐すること。」が定められておるのは先生御指摘のとおりでございます。

一方、環境基本法に基づく内閣総理大臣の権限と申しますのは、基本法の中で、一つには環境基本計画の案の作成、公表、これは十五条でござります。それから公害防止計画の策定指示、承認等、これは十七条でございます。それから中央環境審議会委員の任命、これは四十二条でございます。それから公害対策会議の委員の任命、四十六条でございますが、等、内閣総理大臣が行うべき事務として具体的に明示がされておるところでございます。

一方、今御指摘の環境基本法十三条の規定は法律の適用範囲を整理したものでございまして、内閣総理大臣の具体的な事務を行う権限を定めたものでございません。

したがいまして、環境庁は、放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置につきまして科学技術庁を補佐するという、今先生の御指摘のようなことができるというふうに解する余地がないものと考えております。

○平田耕一君 なければあれなんですかとも、書いてあるわけありますし、やっぱりんじゃないでしょうか。

そして、その原子力基本法の中には、そういう規制は別の法律によるというその法律が、核原

エンジンを、アクセルを踏む人とブレーキを踏む人と同時にやりなさいといったって、こんなことは無理なので、やっぱりそこに連続して起るんですね。ですから、要是この「関係法律で定めること」ところによる」ということの解釈だというふうに思いますけれども、事は大変国民にとって重大な件でございます。

環境庁は、一生懸命皆さんが緑の保存や森林を保護して緑を守つていく、そしてまた海岸や河川、内閣総理大臣を補佐すること。」が定められておるのは先生御指摘のとおりでございます。

一方、環境基本法に基づく内閣総理大臣の権限と申しますのは、基本法の中で、一つには環境基本計画の案の作成、公表、これは十五条でござります。それから公害防止計画の策定指示、承認等、これは十七条でございます。それから中央環境審議会委員の任命、これは四十二条でございます。それから公害対策会議の委員の任命、四十六条でございますが、等、内閣総理大臣が行うべき事務として具体的に明示がされておるところでございます。

一方、今御指摘の環境基本法十三条の規定は法律の適用範囲を整理したものでございまして、内閣総理大臣の具体的な事務を行う権限を定めたものでございません。

したがいまして、環境庁は、放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置につきまして科学技術庁を補佐するという、今先生の御指摘のようなことができるというふうに解する余地がないものと考えております。

○平田耕一君 なければあれなんですかとも、書いてあるわけありますし、やっぱりんじゃないでしょうか。

そして、その原子力基本法の中には、そういう規制は別の法律によるというその法律が、核原

エンジンを、アクセルを踏む人とブレーキを踏む人と同時にやりなさいといったって、こんなことは無理なので、やっぱりそこに連続して起るんですね。ですから、要是この「関係法律で定めること」ところによる」ということの解釈だというふうに思いますけれども、事は大変国民にとって重大な件でございます。

環境庁は、一生懸命皆さんが緑の保存や森林を保護して緑を守つていく、そしてまた海岸や河川、内閣総理大臣を補佐すること。」が定められておるのは先生御指摘のとおりでございます。

一方、環境基本法に基づく内閣総理大臣の権限と申しますのは、基本法の中で、一つには環境基本計画の案の作成、公表、これは十五条でござります。それから公害防止計画の策定指示、承認等、これは十七条でございます。それから中央環境審議会委員の任命、これは四十二条でございます。それから公害対策会議の委員の任命、四十六条でございますが、等、内閣総理大臣が行うべき事務として具体的に明示がされておるところでございます。

一方、今御指摘の環境基本法十三条の規定は法律の適用範囲を整理したものでございまして、内閣総理大臣の具体的な事務を行う権限を定めたものでございません。

したがいまして、環境庁は、放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置につきまして科学技術庁を補佐するという、今先生の御指摘のようなことができるというふうに解する余地がないものと考えております。

○平田耕一君 なければあれなんですかとも、書いてあるわけありますし、やっぱりんじゃないでしょうか。

そして、その原子力基本法の中には、そういう規制は別の法律によるというその法律が、核原

ほとんどの人たちがそれらを抜本的に解決しようと思うと、いつかは環境的な見地からばつさりと何かをやつていかにやいかぬなということを薄々関係者は思つておるわけであります。

一般的の林業に携わっている経営者もそうでありますし、そのことを強く申し上げて、森林というのはしかし国土の中で大変重要な部分であつて、実際に環境維持機能としては、公益的な機能としては大変なものがあるだろうというふうに思つておりますが、そういった評価を例えれば金額みたいな形であらわしたものがあるとすれば、ぜひ一遍御開示をいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○政府委員(澤村宏君) お答え申し上げます。

森林の公益機能についてでございますが、平成七年度の林業白書によりますと、森林の公益機能を年間約三十九兆円とした林野庁の試算例が紹介されてゐるところでございます。

○平田耕一君 それは多分明らかに計算できるといふか、そういう機能の集積だらうというふうに思ひます。三十九兆円の効果があるということは大変なことがありますけれども、

片や、環境庁の予算ではなくて、そういった環境の保全に関する予算を概略まとめられた数字が二兆何ぼだったかあると思ひますけれども、そんな中で、そういう森林機能の保全にかかる費用といふのをそういう横の機能でくくった予算といふのが過去二、三年でもわかるのであれば、お教えをいただきたいなというふうに思ひます。

○政府委員(田中健次君) ただいまお話をございました環境保全経費、これは環境保全に係る施策が政府全体として効率的あるいは効果的に展開されるように、私ども環境庁が見積もり方針の調整を行つまして取りまとめているところでございますが、これは、今御提案をいたしております平成九年度のそうした環境保全経費が二兆八千億円でございますが、その中でのお尋ねの森林の保護とか育成のために費やされる予算でございますが、

これはいろいろ項目がございましてなかなかその費用の範囲が必ずしも明らかでございません。難しいところでございますけれども、私どもが林野庁の予算としていろいろ見た場合に一千五十億円程度ではないか、一千五十億円、こういうふうな判断をいたしております。

○平田耕一君 ぜひひとつ、三十九兆円の効果に對して、その維持・保全にかけておるお金が一千五十億というその落差を強くお訴えいただきまして頑張つていただきたいなというふうに思いますが、

こういった観点で、環境的な側面でぜひとも林野行政そして林業につきまして、何らか抜本策は近い将来でなくとも中期的に見て方策を立てられないかなとか、何かを考えることができないかなというふうに希望はいたしますが、そんな今後の環境庁としての取り組みについて御所見なりお考えがあれば、ぜひともお聞かせをいただきたいなというふうに思ひますけれども、環境庁としてこれまで取り組まれたのか、あるいは取り組まれたのであれば、その経緯と、今後の対応があればお聞かせをいただきたいなというふうに思ひます。

○国務大臣(石井道子君) 森林行政につきましては、森林法を所管する林野庁が主体となつて実施しているところでございます。

森林は国土の六七%を占めておりまして自然環境の重要な構成要素でありますので、森林の保全は環境行政にとっても大変重要な課題でございます。環境庁としても従来から自然公園においては、森林は国全体の六七%を占めておりまして自然環境の重要な構成要素でありますので、森林の保全は環境行政にとっても大変重要な課題でございます。環境庁としても従来から自然公園においては、森林の保全を図つておるところであります。森林に係る行政も含めまして、今後の国行政機関のあり方については行政改革会議において調査審議されるものと認識をしております。環境庁といつしましては、同会議におきます検討を踏まえて政府全体の取り組みの中で適切に対処してまいりたいと思っております。

○平田耕一君 ありがとうございます。
済みません。環境庁の質問が初めてですので何か変なことを質問するような気もしておるんですが、でも強烈に環境庁に関係があるんやないかなと思つて続けてお尋ねをします。

森林機能、森林につきまして関連することとちよつと。最近、毎日杉花粉症の杉花粉予報といふのをテレビでされるようになりました。天気予報と同じくああいう形でやつておるというのでは実は国民的な大問題ではないのかなというふうに思ひます。その杉花粉症に実は私がもう十年ぐらいたる悩んでおるわけでありまして、でも決して個人的な意見ではないんですけど、杉花粉症もやっぱり森林のいろいろな政策にかかわつて起つた人災みたいなところもあるというふうに思ひますけれども、環境庁としてこれまで取り組まれたのか、あるいは取り組まれたのであれば、その経緯と、今後の対応があればお聞かせをいただきたいなというふうに思ひます。

○政府委員(田中健次君) お尋ねの花粉症の問題は、私は杉花粉症と言いましたけれども、花粉症とおっしゃつてみえるので、杉との関連がもつと具体的にはつきり認知できないと環境庁としては杉まで突つ込めないと、こういうお話をございましたでしょうか。

○政府委員(田中健次君) 中心は杉花粉症でござりますけれども、そのほかにいろんなアレルギーに思ひますけれども、その経緯と、今後の対応があればお聞かせをいただきたいなというふうに思ひますけれども、そのほかにいろいろなアレルギーもござりますので、杉が中心は間違いございません。

○平田耕一君 森林に関する項で御質問を申し上げたわけですが、ぜひととつ鋭意御検討をいただいて、広範に強力に環境庁が主導でお進めをいただければありがたいというふうに思ひます。

○政府委員(田中健次君) こうしたことでは私は私どもも十分認識をしております。

こうしたことでは、環境庁といつしましては、從来から動物実験、実験動物を用いまして、大気汚染物質、これはディーゼルの排気微粒子でございますけれども、大気汚染物質と花粉症との関係の解明の研究をいたしておりますし、また人間の疫学調査によります花粉症の素因の調査、それから花粉症予防のための情報提供のあり方の検討等を環境保全の観点から実施をしておるところでございまして、そうしたことと動物実験からは大気汚染物質と花粉症との関連につきまして示唆をする結果が得られておりますが、疫学調査からまだ結論を得るまでは至つております。

そうしたことと、花粉症の研究につきましては、花粉の飛散状況あるいは大気汚染物質等の環境要因との関係あるいは具体的な治療法等、非常に多岐にわたる問題でございます。
ということで、これは環境庁のほかに厚生省あるいは林野庁、それから気象庁、科学技術庁、それから文部省等でそれぞれ連絡をとりながら研究を進めているところでございます。今後ともこう

した関係省庁との連携を図りながら積極的に調査研究を進めていきたいと、こういうふうに思つております。

○平田耕一君 ちょっととその御答弁をお聞きします。私は杉花粉症と言いましたけれども、花粉症とおっしゃつてみえるので、杉との関連がもつと具体的にはつきり認知できないと環境庁としては杉まで突つ込めないと、こういうお話をございましたでしょうか。

○政府委員(田中裕徳君) お答えを申し上げます。ただいまお話をございました十一月に京都で開催を予定しております地球温暖化防止京都会議でございますが、これは気候変動枠組み条約の第三回目の締約国会議でございまして、一昨年に開催をされました第一回締約国会議におきまして西脇みについて検討を開始し、そうした検討の結論といたしまして、議定書またはその他の公的文書を

事項といたしましては、事業のできるだけ早期の段階から外部の意見を聴取する仕組みを設けることとともに、アセスメントも終わりまして事業実施後のフォローアップの措置を制度的に位置づけるということによりまして環境配慮の徹底を図るというのが一点でございます。それから、現行制度よりも対象とする事業を拡大するというのが二点目でございます。それから、環境基本法に対応いたしまして、新たな要素を評価できるよう、例えば生物多様性などのそうした要素を評価できるようにするということとともに、環境影響をできる限り回避して低減するという観点からの評価する視点を取り入れる、こういうところが従来の制度に比べまして改善をするという重点でございます。

こうした点を盛り込んだ法案を早急に国会に提出させていただきまして御審議をお願いしたいと、いうふうに考えておる次第でございます。

○平田耕一君 ありがとうございます。

大変重要な法案ですので、ぜひともよろしくお願い申し上げたいんですが、例えは、私なんかは三重県の四日市出身でありまして、これは独自で大変厳しい規制を持つておるわけであります。そこへ、例えは新たにそういうアセスを受けようかというような主体があれば、四日市だな、大変厳しいなという形で、これは国家の法律よりも分厳しいだろうということで腹をくくつて取りかかるわけであります。

川崎とか四日市とかそういうた以外のところは、若干細かい問題になりますので恐縮なんですが、今各自治体で言つておるのは、お耳に達しているとは思いますけれども、その内容の中の第一種事業にもならなかつたといった場合に、なおかつ、そういう公害で有名でないけれども、もうちょっとと厳しい地方の規制を持つておるよというところは、この国のアセスで第二種事業にもならなかつたということでおもな公害で有名でないけれども、もうようなこととの配慮をひとつしてもらいたいという声が各自治体から上がっているはずでありますけ

れども、その辺につきましてお考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。
○政府委員(田中健次君) 今お話をございましたよ
うに、多くの地方自治体におきまして、私どもが、国が閣議要綱でアセスメントをやっておりました関係もございまして、それぞれ独自の条例なり要綱でこれまで地域の環境保全のために取り組んでこられました。独自のアセスメント制度で進めてこられたところでございます。条例や要綱を合わせまして今五十一ござります。
そうしたことと、今回法律によります環境影響評価制度ができました後も、ただいまお話をございました、第二種事業にもならないような小規模な事業、それから法律の対象外の事業等につきまして、地方公共団体それぞれの立場から環境影響評価制度を定めまして地域の環境保全を図ることと、これは当然そういうことで今後も進めていただきたいというふうに考えておりますし、それから法律の対象となる事業につきましても、例えば、知事意見を事業者に出しますが、その知事意見を聞く地方公共団体における手続に、知事意見の形成に当たって専門家から成る審査会を設けて意見を聞くとか、そういう地方公共団体における手続を条例等で定めることは私どもとしても認めていきたいというふうに考えておりまして、そうしたことと、地方のこれまでやってきたことなんかを当然阻害することのないよう配慮して法案を取りまとめていきたいというふうに考えております。

これは大変重要なことだろうと、いうふうに思っていますので、継続して、また法案成立後もよくその辺をウォッチしていただいて、また、手直しの必要があればどんどん深化していくってこれをいい法律にしていただければと思っております。

次に行きます。

○政府委員(田中健次君) お話をございましたように、持続可能な社会の実現に向けて、行政があるいは企業、市民等が、あらゆる主体がパートナーシップのもとに環境保全に取り組む。その重要性は一九九二年の地球サミットのリオ宣言においてもうたわれておりますし、また環境基本計画におきましても長期目標の一つとなっているところでございます。

そういうことで、今お話をございましたように昨年の十月に、これは国連大学との共同事業ということで地球環境パートナーシッププラザを設立いたしました。これまで、およそ一千の団体につきましての環境保全に向けた取り組みに関する資料の収集とか展示をいたしております。それから、地球温暖化資料室というのを設けまして、国内外の気候変動に関する広範な資料の収集あるいは展示を行っております。それから、地球温暖化とNGOの役割をテーマにした国際シンポジウムも開催をいたしました。それから、地方自治体に環境学習センターというのがございますけれども、そうしたところとのネットワークの構築も進めております。こうしたことで各種の事業を実施いたしまして、これまでに延べおよそ五千人の方が来館をされております。

こうしたことで、今後とも全国的に、さらには国際的なパートナーシップの形成を図るためにいろんな施策を強化していきたいと、こういうふうをされています。

○平田耕一君 質問した後で、五千人と聞いて、ああ自分は五千人の中に入つていいなと思つて反省しておりますので、また行つて見てきます。

次に行きますが、重点第四は自然との共生ということでありますけれども、これちょっと具体的に自分の地元で熊野灘に面する七里御浜というのをございまして、三重県でございますけれども、ウミガメの産卵で有名な砂浜があるわけござりますけれども、非常に漫食をされておつて、だんだん海岸が減っていくわけですね。大変重要な問題だなと思って気にしておりまして、こういううちは各所でたくさんあるんだろうというふうに思いますが、それでも、海岸の保全につきまして現状のお考えなり対策なり、簡略にお聞かせいただければありがたいというふうに思います。

○國務大臣(石井道子君) 砂浜海岸につきましては、多様な生物が生息する場を提供するわけでございまして、また、自然体験や自然学習の場としても広く活用されている貴重な自然であると思つております。

自然環境保全基礎調査によりますと、砂浜海岸を含む自然海岸は、最近の十五年間で約5%程度減少しております。その保全については重要な課題であると考えているところでございます。

環境庁いたしましては、関係省庁や地方公共団体と連携を図りながら、自然公園制度の適切な運用によって砂浜の適切な保全に努めてまいる所存でございます。

○平田耕一君 そうしますと、自然公園制度と、こういうことでござりますけれども、それは環境庁唯一の公共事業であるわけでありますけれども、それが平成九年度は百二十八億円、これは前年比でいけば一一〇%でござりますけれども、国全体でいけば公共事業費の〇・一三%という本當にわざかでございまして、先ほど申し上げたような大変重要でありかつ緊急を要するそういう大きなことにはなかなかこれでは取り組めないかななど

いうふうに思いますので、頑張っていただきたいという意味を込めて御見解をお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(石井道子君) 自然公園等の事業費につきましては、平成六年度から公共事業関係費に位置づけられました。そして、環境基本計画の柱の一つであります自然と人間との共生を実現するためには重要な経費として考えられているところでございます。

○自然公園等の事業予算につきましては、必要な経費を確保するために平成九年度予算案でも一〇%増の額を計上したところでございますが、大変な事業としてふれあい自然整備事業を盛り込んでおります。今後とも、自然公園等の事業の推進を図ります。

○平田耕一君 よろしくお願ひいたします。
同じく自然との共生でございますが、これも三重県の英虞湾というのがございまして、これは大変な閉鎖性水域の水産養殖の汚染、海底汚染、汚濁による水質汚濁の問題に直面をしているわけでございまして、これをちょっと自分も気にしていろいろ話を聞いてみると、水産庁とかいろんなことの縦割り行政の中の弊害でもって、どんな形で研究に着手する、そしてどうやって対策を立てるというのは、どうも省庁のはざまになつて、大変重要な問題でありますながらなかなか動きにならないという感じがしておりますので、そのことに付いて御見解を賜りたいなというふうに思いました。

○政府委員(渡辺好明君) 御指摘の英虞湾も含めまして、内湾というものは閉鎖性海域ということで、水の滞留性が高いために汚濁物質が蓄積をしやすいという特徴を持つていますし、富栄養化の問題も生じております。ほかの海域と比べて違つたやはり手法が必要なんだろうというふうに思っています。

このために、閉鎖性海域につきましては平成五年から特に窒素と燐の環境基準を設定いたしました。そこで、その達成を図るために、非常に多様な発生源を総合的に講ずるというふうにしてきておりました。これが実は三重県であります。

余り多くは申し上げませんけれども、先日の報道で、ゲートを上げた途端に対岸の、あれは常滑でござります。

とりわけこの問題、今先生御指摘ありましたように、縦割りの弊害というのを避けるために、平成五年の八月に関係六省庁が合意をいたしました。統一的な意思確認をした上で対策に乗り出しております。とりわけ英虞湾、養殖漁業の盛んなところでございます。養殖による水質の汚濁というものは魚類と海藻類あるいは貝類とでは大分差があるわけですが、これども、この養殖漁場の底質の改善対策もこうした閉鎖性海域の対策の一環として推進をしてきております。

水産庁ともお話をいたしまして、例えばえさについて、配合飼料が使えばそうした汚濁の少ないえさにできるだけ切りかえていただく、それからえさの量もできるだけ効率的に減らしていく策。あるいはたまつてしましましたヘドロにつきましてはそれをしんせつする、場合によると砂をかけてそれが浮上しないようになります。

○政府委員(渡辺好明君) 今先生から御指摘ありました報道に私も接しまして、実情について建設省にも問い合わせをいたしました。その被害が生じたという十二月の六日に確かにアンダーフローが実施をされておりまして、そのときの水質がどうだったかということも客観的なデータとしてつかんでおります。

環境庁からも建設省に対するいろいろ申し入れをした結果、あの地域にはかなり客観的かつ高度な水質測定体制が整つております。シラバールシステムと言ふんですが、河口堰の下の方にもそれが設置をされています。

地元三重県では、平成九年度から平成十一年度にかけまして環境改善の計画策定調査を実施するにかけまして環境改善の計画策定調査を実施するということになつておりますので、私どもいたしましては、こうした計画策定調査の結果が効果的に事業に結びつくように、関係省庁や地方公共団体とも連携をしながら、総合的な施策推進に支援をしていきたいというふうに考えております。

○平田耕一君 ありがとうございます。
何か三重県のことだけで環境庁の仕事を全部賛えるんじゃないかなというふうに思うぐらい、実はいいところでありながら、四日市に始まって七

里御浜、そして英虞湾、そして最後の質問でありますけれども、きわめつきが長良川河口堰であります。

河口ではカレイがたくさん釣れたんですけども、もう近年全く釣れなくなりましたので、そことだけ申し上げて質問を終わりたいと思います。

○山下栄一君 平成会の山下でございます。

それで、厚生省の方、労働省の方にも来ていただきたいと思います。お忙しいところ、大変ありがとうございます。

そこで、厚生省の方、労働省の方にも来ていただきたいと思います。お忙しいところ、大変ありがとうございます。

河口ではカレイがたくさん釣れたんですけども、もう近年全く釣れなくなりましたので、そことだけ申し上げて質問を終わりたいと思います。

○山下栄一君 平成会の山下でございます。

河口ではカレイがたくさん釣れたんですけども、この問題で出てまいりましたが、地球温暖化防

止にかわる京都会議に向けての取り組み、この二つの問題を中心に質問させていただきたいと思います。

それで、河口ではカレイがたくさん釣れたんですけども、この問題で出てまいりましたが、地球温暖化防

止にかわる京都会議に向けての取り組み、この二つの問題を中心にはじめに質問させていただきたいと思います。

河口ではカレイがたくさん釣れたんですけども、この問題で出てまいりましたが、地球温暖化防

して、燃やした結果出てくる、発生するという、量的にはこれが一割から九割を占めておるというふうなことが、権威ある厚生省や環境庁の検討の中心的な仕事をされている方の発表でされております。それでござります。ごみの焼却によつてそれがもう大半なんだと、こういうことでござりますけれども、これについて、だから余りごみを燃やしたらまずいとの違うかという、ごみの燃やし方、燃やす施設の技術的なものもちろんとチエックしなないと大変なことになるんじかないかなということになつていくわけですから、これは厚生省、これについてどのように今認識し、取り組まれておるかということをお聞きしたいと思います。

○政府委員(小野昭雄君) 我が国のダイオキシンの発生源につきましては、その約八割がごみ焼却に由来するというふうに言われているところでございまして、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出の削減というのは、先生御指摘のとおり、緊急の課題であるというふうに認識をしておりましますし、そのことが国民の健康に及ぼす影響につきましても十分な配慮を払う必要があるというふうに認識をいたしているところでございます。

このため、厚生省といたしましては、平成八年の七月に市町村に対しまして、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出実態についての調査を指示いたしましたとともに、平成九年の一月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」というのを策定いたしまして、具体的なダイオキシン類の発生防止対策を推進することとしておるところでございます。

このガイドラインにおきましては、新設の焼却炉におきましては欧米諸国並みの基準を設定してその達成を求めているほかに、既設の焼却炉につきましては施設の改良を含みます恒久的な対策を推進いたしますとともに、一定の施設につきましては、緊急対策といたしまして、燃焼管理の徹底、あるいは施設の休廃止等の対策を講じるよう

○山下栄一君 今、焼却炉にかかる発生状況の実態調査、これは自治体を通して全国の一規規模以上の焼却炉について調査をしつつある、全部はまだ集まっていないと、こういうことだと思います。それ以外に、例えば食品に関する安全基準を設けるための事前の調査、これはどうなっていますか。

○政府委員(小野昭雄君) 食品中のダイオキシン類の汚染実態につきましては、平成四年度から、食品中のダイオキシン汚染実態調査研究班を設置いたしまして、魚介類等の調査を実施してきたところでございます。その結果、2・3・7・8 T CDD に換算されますダイオキシン類が二百五十五試料中七十四試料で検出されました。が、検出濃度を勘案いたしまして、最大濃度ですべての魚介類が汚染されているというふうに仮定をいたしましても、魚介類からのダイオキシン類の一回摂取量は五ピコグラムでございまして、T D I であります十ピコグラムを下回ることから、食品衛生上問題はないというふうに考えております。

なお、引き続き魚介類を含め食品全体のダイオキシン類の汚染実態について調査を行っているところでございまして、その結果を踏まえまして、食品衛生上の対策の必要性につきまして、食品衛生調査会の御意見等も踏まえながら対処をしてまいりたいと考えております。

○山下栄一君 これは基準、何かあるようでないのは、難しい数字が今出てまいりましたのですけれども、要するに、体内にどれだけの量のダイオキシンが入ったら影響が出始めるのかなというふうな基準が今十ピコグラムとかいう話が、耐容一日摂取量ですか T D I という、これも A D I とか基準があるようなんですが、それとも、だけれども、そもそもまだ調査の段階。とりあえず十ピコグラム

ムというふうな、体重一キログラム・一日摂取量
ということなんですかけれども、じゃ、それが本当にそれで大丈夫なのかというふうなこと。十まで
行つていなくて五やからえんじやないかといふ
ふうなことを今ちよとおつしやったような気が
します。これからも調査会の科学的知見の進行状
況によつてはまだ変わる可能性もあるといふう
なことをちらつとおつしやつたような氣もします
けれども。

僕はこの実態調査、とにかくどれだけ日本の国
は、日本の中に住んでいる人間はダイオキシンで
汚れているのやといふ、それをきちんとやつぱり
調査するということ。そして、日本も世界的な環
境先進国というのやつたら、ヨーロッパとかアメリカ
の先進国で設けられている基準、その摂取量
とか、また廃棄物から出てくる、ごみを燃やした
処理施設から出てくる基準の値そのものもやはり
ヨーロッパ並みにやらないかぬのではないかなど
思うわけでございまして、実態調査をやつても、
何か知らぬけれども、結果的にはまだ問題ない程
度です、これからも続けていきますというふうな
こと、あらゆる調査で出てくるわけですよ。

何で大丈夫なんですかと。基準そのものはつき
りしていませんよ、ヨーロッパの水準よりも低
いですよ、低いというか甘いですよ、こうなつ
てきたら何が余り根拠のないことをやつて
うな気がするわけです。実態調査をきちつとやつ
てほしい、こういうことでござります。

それで、焼却施設の実態調査なんですかけれど
も、これは去年の七月から、まだまだ途中なんで
すが、千八百五十四の全国自治体のごみ焼却施
設、大型やと思ひますけれども、小型は多分入つ
ていない。そのうち、自治体所有の中でも、とり
あえず七百五、全焼却施設じゃなければども、千
八百五十四のうち七百五施設しか調査の結果が出
ていない、こういうことでござります。

そして、自治体に調査をやらすわけですね。厚
生省はやつていないので、自治体が自分の予算
で調査するわけです。このダイオキシンの調査と

いうのは非常に金がかかるということをございま
すけれども、自治体はそんなノウハウはないから
どこかに委託するわけです。その委託された方も
忙しいから、体制的にも弱いからそんなどんどん
できるわけはないということもあって、なかなか
結果は出でこないのかなと思いますし、自治体も
自分の金でやるわけやからどうしても強制的にや
れというわけにもいかぬというようなことで、な
かなか集まらぬというふうな状況やと思うんですね。
これは完璧に、千八百五十四施設が全部ダイオ
キシンの実態調査の報告が出てくる状態になるん
でしょうか、これをます。
○政府委員(小野昭雄君) 昨年の七月に全国の市
町村に対しましてごみ焼却施設のダイオキシンの
排出濃度を測定するよう指示をしたところでござ
いまして、本年一月に出しましたガイドラインの
策定に合わせまして、その時点までに報告された
ものにつきましての結果は取りまとめ、概要を公
表しているところでございます。その後、測定が
おくれました市町村からの報告が現在も届いてお
りますので、厚生省いたしまして、今年度末まで
に報告をされましたものを含め、再度取りまと
めることといたしておりますところでございます。
なお、取りまとめに当たりましては、データの
チェックあるいは解析というふうなことが必要で
ござりますので、公表までには多少の時間が必要
かというふうに考えております。
○山下栄一君 それで、調査方法なんですがれど
も、もちろん自治体に調査方法を指示したと思いま
すけれども、このダイオキシンというのは三百
度、燃焼温度ですけれども、ごみの燃やす温度、
三百度ぐらいのときが一番よく出でくると。燃や
し始め、燃やし終わりにどつさり出でくるとい
う、そういうことだそうですがれども、一番燃え
盛っているときというのは余り出でこない。とこ
ろが、調査するときに、一番燃えているとき、燃
えている時間四時間の平均値で出せ、こういう指
示を自治体にやっていると聞いておりますけれど

も、これは事実でしようか。

○政府委員(小野昭雄君) 今回の調査におきましては、焼却炉の立ち上げ時を除きましてサンプリングを行っているところでございます。これは、立ち上げ時におきましては燃焼状態や排ガス量が不安定でございまして、的確なサンプリングが困難でありますこと、あるいはダイオキシン濃度が変動しやすいためにデータの評価が難しいためでございます。

なお、立ち上げ時におきましてダイオキシン類の濃度が高くなることがありますので、今後はでに、間欠運転の場合であっても立ち上げ時間の短縮を図るということが必要でございます。

これらの対策につきましては、ガイドラインに示されておりますので、これをもとにいたしまして市町村を指導しているところでございます。

○山下栄一君 余りよくわかりませんけれども、とにかく一番出ない状態で検査しても意味はないということを僕は申し上げているわけですよ。

それで、公表ですけれども、これはどんな公表をするのか。先ほど、一回目の中間発表をしたと、今年度末をめどに全部集まつた段階でまた報告するということですけれども、公表はどんなことを公表するんですか。

○政府委員(小野昭雄君) 公表の中身につきましては現在細部を検討中でございますが、ダイオキシンの濃度の分布あるいは処理能力とダイオキシン濃度の関係等々につきまして検討いたしまして、できるだけ正確な情報を提供したいというふうに考へておきたいところでございます。

○山下栄一君 産業廃棄物の処理施設、焼却施設について、できるだけ正確な情報を提供したいとのことですけれども、これは国民の健康にかかわる大変なことでございますので、非常に甘い方法でやる調査ではあるけれども、公表は詳しくやつていただきたい。小型の焼却炉、大型焼却炉でない小型焼却炉、自治体所有であるけれども、そういう

小型焼却炉についてはまだ余り調査されていないということ。

それから産業廃棄物の焼却施設ですね、これについてはどうでしようか。

○政府委員(小野昭雄君) 廃棄物は大きく分けて、一般廃棄物いわゆる家庭ごみと産業廃棄物に分類されるわけでございますが、産業廃棄物の年間の焼却量につきまして、平成五年度ベースで見ますと八百一十万トンでございまして、一般廃棄物の焼却量のおよそ五分の一でございます。ま

り僕は調査せないかねと思うんです。

全部調査せいとは言いませんけれども、抽出で結構ですけれども、こういうことをやるべきだと

思いますけれども、いかがでしようか。

○政府委員(小野昭雄君) 御指摘のように、焼却炉にはさまざまな大きさのものがございますが、それの中でも市町村が設置をいたしますごみ焼却施設によって処理されるごみの量が一番多いわけでございます。そういう意味から申しますとダ

イオキシンの発生源としての主要な部分を占めております。その対策を講ずるべきだと考へておきたいと思います。

そういう観点から、先ほどから申し上げておりますように、市町村の設置いたしますごみ焼却施設を対象といたしましてダイオキシン発生防止のためのガイドラインを策定いたしまして、市町村を指導しているところでございます。

○山下栄一君 産業廃棄物の処理施設、焼却施設を指導しているところでございます。

なあ、こういった状況、あるいはそのダイオキシン濃度の関係等々につきまして検討いたしまして、昭和五十九年度とそれから平成五年度から毎年実施をしておりましても、六十一年度から隔年で実施をして、昭和五十九年度とそれから平成五年度から毎年廃棄物の焼却施設の調査をいたしまして、昭和六十年度から毎年実施をいたしております。また、大気のモニタリング調査につきましても、六十一年度から隔年で実施をしておりまます。それから発生源調査をいたしました結果、これは昭和六十年度から毎年実施をいたしております。そこで、この調査結果をもとに、焼却炉の運転の際の燃焼状態等に影響があると考へておきたいところでございます。

○山下栄一君 公表の中身につきましては、立

そういう簡易型の焼却施設を持っているところ、それから産業廃棄物の焼却施設ですね、これについてはどうでしようか。

○政府委員(小野昭雄君) 廃棄物は大きく分け

いる。けれども、それは規制の対象になつていて、焼却炉ですから非常にダイオキシンの大量の発生が考えられる。こういうところについても、簡易型の焼却炉であればあるほどちつとやつぱり僕は調査せないかねと思うんです。

全部調査せいとは言いませんけれども、抽出で

結構ですけれども、こういうことをやるべきだと

思いますけれども、いかがでしようか。

○政府委員(小野昭雄君) 御指摘のように、焼却炉にはさまざまなもののがございますが、それの中でも市町村が設置をいたしますごみ焼却をされるというふうなことのために、ダイオキシンの発生量は一般廃棄物の焼却に比べまして少ないと、うふうに言われているわけでございます。

しかしながら、焼却をされます産業廃棄物の種類、あるいは御指摘のございました燃焼状態等に

よりましては、一般的廃棄物と同様にダイオキシンの発生の可能性が考へられるわけでございまして、産業廃棄物の焼却施設につきましても同様に適正な燃焼管理等を図りましてダイオキシンの低減対策が図られる必要があるというふうに考へておきたいところでございます。

○山下栄一君 産業廃棄物の処理施設、焼却施設につきましては、立派に運営されているところ

なうに考へておきたいところでございます。

○山下栄一君 次に環境庁にちょっとお聞きした

おきたいと思います。

環境庁の調査活動でございますが、環境庁の調査活動についても私いろいろと注文したいことがありますけれども、現在どのような形でやつてお聞きました。

○政府委員(田中健次君) 環境庁におきましては、これまでの調査でございますが、一般環境調査といたしまして海の底、底質とそれから魚類や貝類等の生物におきますダイオキシンの残留性の調査を、これは昭和六十年度から毎年実施をいたしました。

○政府委員(田中健次君) 環境庁におきましては、これまでの調査でございますが、一般環境調査といたしまして海の底、底質とそれから魚類や貝類等の生物におきますダイオキシンの残留性の調査を、これは昭和六十年度から毎年実施をいたしました。

おきたいと思います。

に高い、こういうふうに言っているわけでございますけれども、一般固体廃棄物の焼却率は七五%だと、燃やす率が。これは先進国では一番高いというふうに言われているわけでございますけれども、この辺についても私は、ごみの減量は当然ですけれども、焼却そのものを少なくする努力、リサイクルもその努力かもわかりませんけれども、こういうことをやつぱり全力を挙げてやる必要がありますのではないかということを申し上げておきたいと思います。

環境庁の調査活動でございますが、環境庁の調査活動についても私いろいろと注文したいことがありますけれども、現在どのような形でやつてお聞きました。

○政府委員(田中健次君) 環境庁におきましては、これまでの調査でございますが、一般環境調査といたしまして海の底、底質とそれから魚類や貝類等の生物におきますダイオキシンの残留性の調査を、これは昭和六十年度から毎年実施をいたしました。

○政府委員(田中健次君) 環境庁におきましては、これまでの調査でございますが、一般環境調査といたしまして海の底、底質とそれから魚類や貝類等の生物におきますダイオキシンの残留性の調査を、これは昭和六十年度から毎年実施をいたしました。

おきたいと思います。

環境庁の調査活動でございますが、環境庁の調査活動についても私いろいろと注文したいことがありますけれども、現在どのような形でやつてお聞きました。

○政府委員(田中健次君) 環境庁におきましては、これまでの調査でございますが、一般環境調査といたしまして海の底、底質とそれから魚類や貝類等の生物におきますダイオキシンの残留性の調査を、これは昭和六十年度から毎年実施をいたしました。

意図しないのに勝手に出てきよったというダイオキシンなんです。その調査地点で具体的に数字、濃度が書いてあるんですけど、これについても大きな影響を与えるような程度じゃないといふ評価なんですねけれども、そうじやないと思うんです、これを見たら。

例えば、大阪湾ではこれは七・五ピコグラムと
いう、これは先ほどおっしゃった2・3・7・8
TCDD当量、それは一番もう毒性の強い、ダイ
オキシンにもいろんな種類があるから、そういう
一番毒性の強いダイオキシンに換算した濃度なん
ですね。これが大阪湾で七・五ピコグラムも魚介
類から出でておると。これは先ほどおっしゃった、
人間の体内に許容できる量は環境庁の基準では五
ピコグラムという、それより多いわけですよ、こ
れ。厚生省の方はちょっと緩くて十ピコグラムで
すが、その前、一応検討会で基準を出しているこ
とから申し上げているんですけれどもね。その基
準に照らしても、これは環境庁の基準よりもオーバー
している。

それから河川のやつているんです。河川でいうと、特に信濃川なんてこれは二十四ピコグラムやから、これ。それから利根川もこれ大変レベル高いと。霞ヶ浦も十四ピコグラム、諏訪湖も三十六ピコグラム。物すごく多いわけですよ、これ。こういうところは集中的に僕は、いっぱいそれは全国たくさんやらなかぬけれども、多いところをやっぱりずっと続けて調査し、集中的にやる必要がある。魚介類から出ているやつとか、川の底、海の底、あるいは湖の底ですか、そういうところの濃度ですよ、これ。大変なレベルであると思うんですけども、これはどうですか。

○政府委員(田中健次君) 先ほど申し上げましたように、毎年その調査を続けております。

先生今、大阪湾のお話の数字がございましたが、かなり大阪湾でも奥の汚染の進んでいるところの魚介類だと思います。数字はそういう数字でございまして、これが直ちに食品として市場に出

ているかどうかというところは疑問でございます。けれども、私どもいたしましてはそういう汚れの目立つようなところを調査しておりますけれども、そうしたことでも引き続き調査を、追跡をしていきたいと、こういうふうに思っております。

○山下栄一君 だから、毎年やつておられるわけですから、先ほど申し上げた河川・信濃川とか利根川の川の底のところ、湖では霞ヶ浦、諏訪湖、レベルが高いという認識を持つてもらいたい。そこが問題だということは、その辺の周辺の住民の影響は大変大きいのではないかというふうに考えないかぬと、私も大阪ですけれども、ということになるんではないかと思うんです。問題なことはないということ。

それから、発生源別の話ですけれども、廃棄物施設でもやっているという話だったけれども、これは産業廃棄物の周辺というか、関連する大気汚染の発生、そこも調べているはずだと思うんですね。それから最終処分場、これについては毎年やつてあるんでしようか。また、これからも毎年やるんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○政府委員(野村暁君) ダイオキシンの発生源としては、産業廃棄物施設もあるわけでござりますが、私ども産業廃棄物の排出口における調査もいたしておりまして、最近では平成五年から継続的に調査をいたしております。

特に、私ども昨年から、環境保全の立場から、これは産業廃棄物だけではございませんけれども、排出抑制をいかにすべきかという観点から発生施設に係る実態調査をいたしておりますけれども、に基づきまして排出抑制の規制も含めて検討いたしておりますところですございます。したがいまして、産業廃棄物につきましてはそのための調査の一環としてやつておりますし、今後とも引き続き調査をしていく考えでござります。

○山下栄一君 産業廃棄物は平成五年から毎年やるし、これからもやるんだと、二十八カ所ですか、幾つか箇所を決めて、最終処分場もやることでやっているし、これからも毎年やることで、そういうことです。——これ厚生省と違いますよ、環境庁ですか。——僕が言っているのは、ちょっとおかしいですか。済みません。

発生源別の、環境庁の調査の話をしているんですよ、僕は今、環境庁の調査活動をしつかれてもらいたいということを言つてゐるんです。一般環境調査はわかりましたよ。だから、魚とか海と川と湖、それから大気中の未規制大気汚染物質の調査をやつて、これはわかりました。ですから、発生源別の話をしているんです。煙突の方は一般ごみの方も産廃もやつて、産廃も毎年やるやつ、これもこれからもやらなくてくださいよと。最終処分場もやつて、これからもやるんですかということを聞いていますだけです。

○政府委員(渡辺好明君) 済みません、最終処分場が両省庁にまたがつてゐるものですから、今ちょっとと打ち合わせをいたしておりまして。

実は、昭和五十九年度に最終処分場二施設につきましてダイオキシンの調査を実施したことがござります。その際、2・3・7・8 T C D D につきましては検出されていないという結果がございましたので、その後対象にこれを絞り込んでやつたという状況はないんですが、今先生から御指摘もいただきましたので、ちょっとと今後どうするかということを両省庁でよく話をした上で臨みたいと思っております。

○山下栄一君 昭和五十九年に一回やつて、問題がなかつたからやつていらないんです、これは。——いやいや、そうおっしゃつた。そう聞いております。それが問題だと。だから、発生源別の中でも最終処分場は焼却灰があるわけだから、焼却灰を埋めるわけでしょう。焼却灰からダイオキ

シンが発生する可能性が極めて高いわけです。これは、例えば所沢周辺、問題になつてゐる、あの辺の雜木林はほとんど枯れてゐるという、これはもう半径五百メートルの中に十五だつたかな、産廃焼却施設があるわけですよ。もうあの辺の人たちは、そこで生まれる赤ちゃん、死亡率がほかの県の死亡率よりも高い、二倍近いというようなことも言われてゐるわけでございまして、後から申しますけれども。

それから日の出町、東京に日の出町といふところがあるらしいですね、私は行つたことがないけれども、そこも大変大きな問題になつてゐるんですよ、これ、最終処分場だつたと思ひますけれども。

だから、昭和五十九年にやつたから、問題なかつたからといふんじゃなくて、これはもうしっかりやつていただきたい。検討するんじやなくて、本当に検討してやつていただきたいと思います。これは継続調査しないと意味がないというふうに思つわけです。

それから、地域を特化して私はやるべきこともあるのではないか。これは環境庁というよりも県に、県と相談してやらなければわかりませんけれども、例えば先ほど申し上げた所沢周辺といふのは埼玉県、環境庁長官の御出身の県だと思っております。それで、特に力を入れてやつていただきたいと思うわけでござりますけれども、それから茨城の方も大変に心配な状況があるということを聞いております。それから、豊島もやつたとさつき聞きましたけれども、豊島も五カ所、八百万万かけてやつた。それは、だけれども、ある部分については高い濃度も示しているわけでございまして、これも継続調査せなかぬ。阪神大震災の野焼き、建築廃材、これももう二十万トン近く野焼きをやつてゐるわけですよ。あの辺の河川とかそれからあの近くの海、人体への影響とか、これはやっぱりきちつとそういう心配などころについては集中的にやれば、環境庁、全然意識が変わると僕は思うんです。

それは全国網羅的にやらないかぬけれども、特に問題が指摘されているところについては県と連携して、場合によつては予算も援助しながら、厚生省にも援助してもらつて私はしっかりと、大気だけじゃなくて川も海もそれから食品も、それから場合によつては人体に対する影響のチェックも含めて、そういう地域を特化して集中的にきつちつとやるといふことも考えられてはどうかと、このよう思いますけれども、いかがでしようか、環境庁長官。

○國務大臣(石井道子君) ダイオキシンの問題は、大変最近さまざま分野で問題が提起をされております。

環境庁にいたしましては、ダイオキシンによります環境汚染の未然防止というものは大変重要な課題と認識をしております。これまでも、ダイオキシンの発生源や一般環境の汚染状況等に関する実態把握など各種の調査も進めてまいりました。

そして、私いたしましても、ダイオキシン対策の重要性にかんがみまして、環境モニタリングの実施や各種発生源の調査等、実態把握のための調査を引き続き充実していくことが重要であると考えております。平成九年度予算案には必要な予算は計上されたところでありますが、これらの調査が議員御指摘のように適切に行われますように対処してまいりたいと思っております。

○山下栄一君 適切にやることが大事だと思うんですね。だからある程度、先ほど申し上げたように、埼玉県を今も例に挙げましたけれども、そういうところについては県とよく連携をとりながら、非常に濃度が高いという可能性があるわけですがございますので、そういう地域を特化してやることにうごめくものもぜひ御検討していただきたいということについての御答弁を願いたいんです、長官に。

○國務大臣(石井道子君) 慎重に検討をさせていただきます。調査をしてまいりたいと思っております。

○山下栄一君 慎重じやなくて、積極的にやるといふことが大事だと思います。

生活衛生局長どうでしようか、連携をとつて、測定につきましては、その検査の手法が必ずしも容易でないというふうなこと等、いろいろ困難な点もあることもまた御理解を賜りたいとは思いますが、御指摘のように、さまざま分野でのこの問題が国民の皆様方の健康不安を招来していることもまた事実でございますので、環境庁を初めていたします関係省庁と十分連携をとりながら、できるだけきちっとした実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

○山下栄一君 人体への影響ですけれども、こういう調査もあるわけでございます。

このダイオキシンというのは、水に溶けなくて油に溶けやすい。お母さんの母乳に非常に集中して出てくる可能性が高いそうなんですね。大阪なんですが、これ、これは環境庁の検討会のメンバーでもございます宮田教授が調査されたことなんですねけれども、この大阪の母乳汚染レベルというものは、ベトナム戦争で枯れ葉剤を大量に散布された南ベトナムのタイ・ニン省の女性の母乳よりも、倍近くもダイオキシン濃度が高いという結果になつていると、こういう調査もあるわけでござります。

それから、九州大学の医療短期大学部の長山助教授の調査によりましても、日本人の平均的な普通の生活をしている母親の母乳中、これは具体的に調査されたそうですけれども、これ調べてみて非常にレベルが高くて、要するに厚生省の研究班が決めたT-Dの七倍から三十四倍という高さになつていて、非常に人体への影響が心配されております。母乳を飲んだ赤ちゃん、母乳で育てた方が赤ちゃんはより成長が充実するというふうな

お話をもあるんですが、その母乳が危ないという状況になつてはいるということでございまして、そういうこともござりますので先ほどから私申し上げているわけでございます。

それから、焼却場の清掃作業員なんですけれども、これ労働省にもかかわることでございますけれども、ごみ焼却場の修繕、補修、そういう仕事をされる方のダイオキシン摂取の濃度ですね、特に髪の毛で調べている。これが非常に汚染度を調べるのに効果的だそうなんですけれども、この毛髪中のダイオキシン濃度が、これも浜南大学の宮田教授の分析でわかつたことだそうでございますけれども、非常にこれがレベルが高いと。一般人の濃度と比べると五倍の濃度が調査の結果わかつたとか。

これは大阪府内の理髪店で、髪の毛は理髪店でカットされるわけでございますけれども、そこで入手した八十二人の人の毛髪を比べて、都市ごみの焼却施設で働く六十人の毛髪を集めて比較してみたら五倍だったということでございます。特に職場環境が厳しくなつてはいる焼却場作業員の健康状態が極めて心配な状況になつてはいるという、そういう指摘でございます。さまざまに厚生省も環境庁も学識経験者を集めて検討されているわけですから、この宮田先生も検討メンバーなわけですがございまして、そういう科学的知見の一つの大変なまた調査であると思うわけでございました。

そういうことを考えましたら、労働省との労働環境改善のために、清掃作業員がダイオキシン汚染されている可能性があるということについてきっちりと認識していただいて取り組んでいただきたいと思つんですけれども、いかがでしよう。

○政府委員(伊藤庄平君) 御指摘ございました焼却施設を有します清掃工場等につきましては、私ども平成五年にこういった事業に特別の安全衛生管理要綱を定めまして、各都道府県の環境衛生部局あるいは事業者団体等と連絡協議の場を持つたり、監督、指導の際に周知徹底に努めてきたとこ

るでございます。例えはその中では、焼却炉の炉をあける際には保護面、あるいは吸引しないような呼吸用の保護具、そついたものを着用するようについての指導を行つてきたところでござります。

ただ、今回、先ほどもお話しございましたように、ダイオキシン等の発生防止についてのガイドラインが新たにされ、また先生御指摘のような報告もなされている状況を踏まえまして、さらに私ども関係省庁と連携をとりまして関係情報の収集に努めますとともに、そういう焼却施設におきまして作業員の作業態様、こういったものについてさらに実態等をよく調べまして、今後こういった有害物質等にさらされることのないようにさらにこういった安全管理要綱、どういう手立てがあるか急ぎ検討をしてまいりたいと思っているところでございます。

○山下栄一君 私の時間が来ましたので、終わります。

○大渊綱子君 山下委員に引き続きましてダイオキシンの汚染の関係で質疑を続けていきたいと思つております。

厚生省では、ごみ焼却施設のダイオキシン類の排出濃度調査を実施したことは今の山下委員の御指摘でも明らかになつてゐるわけでござりますけれども、判断基準であります八十ナノグラムを超えていた施設が全連続炉では六、それから准連続炉では二十三、それから機械化バッチ炉では二十三施設と、七百五施設中に五十二施設があつたといふことがわかつてゐるわけでございますが、これらの施設に対して何らかの手当での御指示がされたかどうか、お尋ねします。

○説明員(三木本徹君) 先生御指摘のとおり、本年一月時点でダイオキシン濃度の測定結果が報告されておりました七百五の施設のうち、五十二施設においてダイオキシン濃度が一立方メートル当たり八十ナノグラムを超えておりました。これらの施設については直ちに対策をとるように指導しているところでございます。

現在、市町村におきましては、一部平成九年度から施設の改造工事に取りかかるという市町村もございますし、また、今現在検討しているところもございます。

いずれにいたしましても、この緊急対策につきましては、燃焼管理の適正化というのが一つのやり方でございますし、また、施設の改造といふともございます。これらについては、各市町村において予算措置を伴う、結構巨額なお金がかかる場合がございます。そういうこともございますので、今後、順次改良工事が行われるものであると考えております。

なお、私どもいたしましては、個々の市町村の事情をよくお聞きいたしまして、年度途中であつても直ちにその改良工事等に取りかかりたい、こういう市町村が出てまいりましたら、適切に財政支援等を行えるようにしていきたいと思っております。

○大渕絹子君 大変早い対応でよろしいと思いますけれども、特に機械化バッヂ炉では、全体の九・八%という比率で危険な炉ということで指定されていますね。そうすると、検査結果がわかつております。

○大渕絹子君 大変早い対応でよろしいと思いますけれども、この九・八を適用しますと八十五の施設については既にもう危険な状態にあるということを認識しなければならない。そこに対応をすればならない。そこに対応を早急な手当てをしていかなければならぬ。

予算措置も含めて対応するということですので、そこはどうぞ間違いない対応をしていただきたいといふふうに思つております。

先ほど山下委員からの御指摘もありましたけれども、今回の調査に当たって、排ガスの採取時点を焼却炉が八百度に達した時点で、安定した時点で採取をしなさいという指示がなされて、そういうことで出てきた数値がこの数値ということをいたしますと、恐らくこれの倍ぐらいの数値が総排出量の中でもあるんじやなかろうかというふうに心配をしているわけでございますけれど

も、そこらの推定はどのようになさっていますか。

○説明員(三本木徹君) いわゆる立ち上げ時、立ち下げ時の時点での程度のダイオキシンが通常おいて予算措置を伴う、結構巨額なお金がかかる場合がございます。そういうこともございますので、今後、順次改良工事が行われるものであると考えております。

なお、私どもいたしましては、個々の市町村においてどの程度出ているかというのを、これは私どもとしては把握をしていかなければならぬだろうと思つておりますが、残念ながら、今のところ明確なものを持っておらないというのが実態でございます。

○大渕絹子君 一つ一つの炉について、この炉はダイオキシンの排出量がどのくらいの炉なんだといふことをきちんと認識した上で対応策をとらなないと手おくれになつていくというふうに思いますので、広い施設ですと焼却炉が一つでない場合もございます。そういう場合には、今回の調査では平均をして値を出しなさいという指示がなされておりまして、一つ一つの炉についてどれだけのダイオキシンが出ているかというのを的確に把握できています。

今度の厚生省のデータではそれがわかりませんので、ぜひ自治体から上がってきた生のデータを情報提供していただきたいということで申し上げます。

○委員長(渡辺四郎君) 後ほど理事会にお諮りをして協議をいたします。

○大渕絹子君 先ほどの山下さんと重ならないようにと思つてますが、ごみ焼却炉から排出され

の中に残つているということがずっと指摘をされているわけですけれども、その焼却炉のこれらのものについて適切な処置が行われているのかどうか、お聞きをいたします。

○説明員(三本木徹君) ごみ焼却施設から排出されるます焼却灰は、これらはいわゆる管理型の処分場で埋立処分をされているわけでございます。ダ

しもしても、平常運転時においての比較をするこによって削減効果を見ていく上では、いずれにいたしましたが、施設を講じていく上では、必ずしもまだ把握できておりません。ただ、施設を講じていく上では、必ずしもまだ把握できておりません。正確には実は私どもまだ把握できておりません。

ただ、施設を講じていく上では、必ずしもまだ把握できておりません。先生おっしゃられますように、正確に負荷量がどうかといふことになると、この立ち下げ時、立ち上げ時ににおいてどの程度出しているかというのを、これは私どもとしては把握をしていかなければならぬだろうと思つておりますが、残念ながら、今のところ明確なものを持っておらないというのが実態でございます。

○大渕絹子君 一つ一つの炉について、この炉は

の中に残つているということがずっと指摘をされているわけですが、その焼却炉のこれらのものについて適切な処置が行われているのかどうか、お聞きをいたします。

○説明員(三本木徹君) ごみ焼却施設から排出されるます焼却灰は、これらはいわゆる管理型の処分場で埋立処分をされているわけでございます。ダ

しもしても、平常運転時においての比較をするこによって削減効果を見ていく上では、いずれにいたしましたが、施設を講じていく上では、必ずしもまだ把握できておりません。ただ、施設を講じていく上では、必ずしもまだ把握できておりません。正確には実は私どもまだ把握できておりません。

ただ、施設を講じていく上では、必ずしもまだ把握できておりません。先生おっしゃられますように、正確に負荷量がどうかといふことになると、この立ち下げ時、立ち上げ時ににおいてどの程度出しているかというのを、これは私どもとしては把握をしていかなければならぬだろうと思つておりますが、残念ながら、今のところ明確なものを持っておらないというのが実態でございます。

○大渕絹子君 一つ一つの炉について、この炉は

ております。

○大淵絹子君 ダイオキシンの摂取量ということを計算をしていきますと、大都市に住んで、そして魚の好きな方が食事をするそれから大気とか水とか土壤から摂取をしていきますと、三・五九ぐらいは一日のうちに必ずとれてしまうという状況があるわけですね。そういうことからすると、環境庁指針でもまだまだ危ないと思わなければならぬ。特に、水俣病を引き起こした日本ですから、こういうものに対してはうんときつくして、先進国の模範を示さなければならぬと思うわけございます。厚生省の見解はまことに私はいけないと思いますし、環境庁にも、五ピコグラムでは甘いというふうに思いますが、環境庁どうでしょうか。

○政府委員(田中健次君) 私どももいたしましては、検討会をつくりまして、いろいろ御検討をいたしましたわが国でございます。その中間報告として、昨年の十二月に健康リスクの評価指針値を出したわけでございますが、これは環境保全対策を講ずるに当たっての目安となるように、人の健康を確保するためにより積極的に維持されることが望ましい水準ということで五ピコグラムにしたわけございまして、今お話をございましたように、厚生省のは許容限度でございまして、これが十ピコグラムでござりますが、こういうことで定めさせていただいたわけでございます。私どもとしては、日本の学界、有識者の方に出していただきたい数値でございまして、これが望ましい指針として適当ではないかというふうに考えておりま

す。

○大淵絹子君 これから課題としてできるだけ厳しい基準で、そして国民の健康管理をしていただきたいというふうに思うわけでございます。それから、毒性換算濃度、T E Q ですけれども、この中にダイオキシンとジベンゾフランというのが入っているわけですかねども、コプラナP C B も含めるべきではないかという御意見がありますけれども、厚生省いかがでしょう。

○説明員(内田康策君) 今、先生御指摘のコプラナ P C B も T D I に含めるべきではないかという御指摘に関しましては、コプラナ P C B のダイオキシン作用につきましては、現在、国際的にも評価が定まっていない状況でございます。

厚生省では、ダイオキシンのリスクアセスメントに関する研究班という研究班で、コプラナの毒性和データにつきましてデータを収集し、その検討を行っているところでございます。

○大淵絹子君 欧米諸国がやらなければやらないというような態度はもうやめて、率先して日本が世界のリーダーとしてやるというぐらいの意気込みでぜひ頑張っていただきたいと思います。

○説明員(三木徹君) 平成九年度の廃棄物に関するダイオキシン対策予算というのが組まれたといつて、調べたわけですけれども、わずか一億四百六十八万八千円ということだと思いますが、この数字でよろしくお願いします。

○説明員(三木徹君) 平成九年度の廃棄物に関するダイオキシン対策予算と申しますが、これまでぜひ頑張っていただきたいと思います。

環境庁でも、有識者で構成いたします検討会を設けまして、ダイオキシン対策のあり方について検討を進めてまいりまして、昨年には中間報告が出されましたけれども、さらにこの検討会の最終報告を近々まとめられる予定でございます。そして、今後、検討会の成果を踏まえまして、できるだけ早期に規制的措置の導入も含めて対処してまいりたいと思っております。

○大淵絹子君 時間が来ました。終わります。

○小川勝也君 民主党・新緑風会の小川でございます。

それからもう一つは、ごみ処理施設の技術管理者、これは法律で施設にそのような能力のある方を置くということになつておりますが、こういう方々に対する適正な運転管理の研修を行うということが大事でございます。そのための予算として四百六十八万八千円が計上されています。

さらに、先ほど申し上げましたように、廃棄物処理施設整備費の予算が国費で一千六百三十八億円が計上されております。これはもろもろ廃棄物処理施設整備費を実施していくのに必要な費用でござりますが、その中でダイオキシン対策のために行う各種の改良工事につきましては優先的にこの予算の枠の中で補助をしていく、こういうことにござりますが、その中でダイオキシン対策のために

の条例をつくりてダイオキシンの規制に乗り出しましたところでございますが、国においても法的規制を準備しなければならない時期に来ているのではなかといふうに思いますけれども、大臣の御見解をお願いいたします。

○國務大臣(石井道子君) ダイオキシン問題は、国民の健康影響を未然に防止するために大変重要な問題でありますし、対策を急がなければならぬと思つております。

環境庁でも、有識者で構成いたします検討会を設けまして、ダイオキシン対策のあり方について検討を進めてまいりまして、昨年には中間報告が出されましたけれども、さらにこの検討会の最終報告を近々まとめられる予定でございます。そして、今後、検討会の成果を踏まえまして、できるだけ早期に規制的措置の導入も含めて対処してまいりたいと思っております。

○大淵絹子君 時間が来ました。終わります。

○小川勝也君 外交上の理由もありまして、はつきりと中国からのとくにそれが断言できるかどうかといふのは私にも定かではありませんけれども、その中国が巨大なダムの建設を計画していることをまいりたい、そのように考えております。

○小川勝也君 中国からのとくにそれが断言できるかどうかといふのは私にも定かではありませんけれども、その中国が巨大なダムの建設を計画していることを聞いております。

環境庁におかれましては、いろいろな形で注視をされておると思います。その中国からの煙と我が国に酸性雨をもたらすというとの因果関係がはつきりと今お答えをいただけではございませんけれども、三峡ダムというんでしようか、三峡ダムについてどのように注視をしておられるのか、あるいは我が国との環境に対してもどのような影響を与えるとお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(浜中裕徳君) ただいまお話をございました三峽ダムでございますが、環境庁にいたしましてはこれまでのところこれに直接関与する機会がございませんでしたけれども、この事業の影響によるものなのかなどうなのか、環境庁の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府委員(野村謙君) 環境庁におきましては、昭和五十八年から酸性雨に関するモニタリング調査を実施いたしておりますが、この結果によりますと、日本海側で、十月から三月の秋から冬にかけてございますが、この間において特に硫酸イオン濃度の高いことが明らかになつております。それで、これにつきましては、酸性雨の原因物質が季節風に乗つて運ばれてきている可能性が示唆をさ

たがいまして、そうした資料の範囲からは、三峡ダム建設によります環境への影響につきまして十分に判断することは今までのところでは困難でございました。しかしながら、限られた範囲内ではございますが、私どもが入手いたしました資料の範囲内で考えてまいりますと、次のような点を指摘することができるのでないかというふうに考えております。

第一には、三峡ダムによる水力発電がなされるわけでございますが、この水力発電と同じ規模の発電を火力発電所により代替した場合、火力発電所によって行つた場合に比べますと、酸性雨の原因物質の発生は水力発電の方がその分抑えられます。

しかしながら、ダム建設によります揚子江あるいは東シナ海の水質や生態系、あるいは動物や植物相を初めとした自然環境への影響という点についても私ども注視をしておりましても、それからダムが完成をいたしますと、その上流に当たります四川省等の広大な流域は我が国の面積の三倍にも当たるというふうに言われておりますし、そこに莫大な人口や産業を擁する地域が含まれておりますので、そこで開発も進められると思いますので、そこから発生いたします膨大な汚染負荷がどのように環境に影響を及ぼすか、こういった点については総合的な見地から十分慎重に検討を加えていく必要があろうというふうに考えている次第でござります。

○小川勝也君 地球環境などという美しい言葉がありますけれども、環境分野へのODAを我が国が幾ら支出をしておるのか、そして今話題となりました中国のSO₂問題について限定をするならばどのくらいの額と言えるのか、この二点をお伺いしたいと思います。

○説明員(吉田雅治君) お答えいたします。

環境分野のODAにつきましては、九二年六月にございました国連環境特別総会におきまして、九二年度から五年間で環境分野の援助、おおむね

九千億円から一兆円ということで大幅に拡充強化する旨発表いたしました。

実績といたしましては、九二年から九五年まで四年間で現在約九千八百億円ということで、既に表明しました目標額は一年前倒して達成いたしております。九六年度におきましても引き続き環境分野の援助の実施に努めてまいりたいと考えております。

それから、ただいま御指摘ございました中国の硫黄酸化物に特定した場合の対策の額は幾らかといたことでございますが、これは大気汚染ということで全体に環境分野でやつておりますので、硫黄酸化物で合計幾らかということの額は難しいのですが、頭の上のハエも追えないという言葉もあるとおり、中国からのそういう廃棄物が我が国に大きな影響をもたらすとするならば、そのことにに対する解決というのがほかのことに優先されてもいいのではないかと私が考えるからでございます。仄聞するところによりますと、中国国内で産出されていますけれども、いすれにいたしましても、中国の環境問題については我が国としても非常に強い関心を有しておりますですから、また大事なことは、中国自身が主体的に環境問題に取り組んでいくことが不可欠でございますので、一つは政策対話を通じまして中国側にこうした努力を促しているところでございます。その代表例といたしまして、昨年五月に北京で日中環境総合協力フォーラムという官民合同の政策対話を実施いたしました。

先生お尋ねの、具体的にどういうことをやっていけるかということにつきましては、技術協力とい

たしまして、公害防止に携わる行政官あるいは技術者の養成を行なう対中環境協力の拠点といたしまして日中友好環境保全センター、これは無償資金協力で約百三億円でござりますけれども、これにプロジェクト方式の技術協力をつけまして資金技術協力をを行つております。その中には硫黄酸化物対策というものも含まれておりますので、さながら、そのような地球環境規模で環境問題を考える場合には、中国の対策を抜きにしては考えられないというふうに思います。

○小川勝也君 地球環境などという美しい言葉がありますけれども、環境分野へのODAを我が国が幾ら支出をしておるのか、そして今話題となりました中国のSO₂問題について限定をするならばどのくらいの額と言えるのか、この二点をお伺いしたいと思います。

す。

○小川勝也君 なぜそのような質問をさせていた

だいたかと申し上げますと、これは私の考えが狹いのかもしれません、地球環境という美名のもとに我が世界に、あらゆる国々にODAを通じていろいろな援助をすることがまさにすばらしいことは重々承知しておりますが、頭の上のハエも追えないという言葉もあるとおり、中国からのそういう廃棄物が我が国に大きな影響をもたらすとするならば、そのことにに対する解決というのがほかのことに優先されてもいいのではないかと私が考えるからでございます。仄聞するところによりますと、中国国内で産出される硫黄分の非常に高い石炭、石炭エネルギーが中国のエネルギー分野の中の重要な点を占めているということも聞いておるわけでございます。エネルギー転換を含めて我が国にできることがあれば、ほかの諸問題に優先として中国問題といふのにかかわってもよいのではないかというふうに考えております。

大臣、御所見がございましたらお伺いをしたいと思います。

○國務大臣(石井道子君) 日本の隣国としての中國が及ぼす我が国への影響は大変大きなものがあるわけでございまして、中国が開発途上国という立場で大変今開発が盛んでございます。ですから、そのような地球環境規模で環境問題を考える場合には、中国の対策を抜きにしては考えられないというふうに思います。

そんな関係で、東アジアの酸性雨モニタリングネットワークの設立をいたしましたり、また地球環境戦略研究機関もこのたび日本で準備をいたしました。いろいろと、特にアジア地域の対策については鋭意努力をしておるところでもございますので、ぜひそういう面で日本の環境先進国としての技術を、経済的な面も必要かとも思いますが、できるだけ中国に対して提供いたしまして、そして環境対策に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○小川勝也君 今、長官の御答弁ございましたように、中国に注視しながら、そして大陸からの風に環境庁としてもずっと注目をしていただきたいと思っております。

ダイオキシンについては後日勉強を新たに深めましてさせていただきたいと思いますが、以前からとの関心事についてまた御質問をさせていただきます。

〔委員長退席、理事大瀬絹子君着席〕 私も家庭菜園などというものを少しやつておるわけでござりますけれども、我が国の農業の中で農業が果たしている役割というのは小さくないとえ合わせますと、森林から川を伝つて流れてきた水が田んぼや畑に利用されて、また川や沼に、あるいは湖に戻っていく、そんなことを考えたときに、畑や田んぼに使われた農薬が河川や湖沼にどのように現在とらえておられるのか、総論としてお伺いをしたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 御指摘ございましたように、農薬につきましては水質に対する影響といふのを私ども非常に重視いたしております。システムとして安全を考えて極めて慎重かつ丁寧な手続を踏んでおります。人の健康影響あるいは水生動植物等の生態系に対する悪影響を防止するという観点から重要な課題でございますので、言つてみれば念には念を入れるということで、環境といたしましても、農薬取締法に基づいてまず登録段階できちんととした確認をいたしております。

それから、使用段階におきましては、まず農林水産省が使用のための指導を丁寧に行っておりまして、いろいろと、特にアジア地域の対策については鋭意努力をしておるところでもございます。そして、もし万が一ということがござりますれば、環境庁としてもこの使用規制をかけていくというふうな手続を踏んでおりますし、最終的には水質汚濁の防止を図つておるところでございま

いすれにいたしましても、農薬につきましては、開発、販売をする、あるいは使う、そしてその結果をモニタリングすると、関係するところが大変多岐にわたっておりますので、農林水産省、厚生省とも連携を密にしながら水質汚濁の未然防止につきまして努力をいたしたいと考えております。

○小川勝也君 時間がなくなりましたので最後の質問になるかと思います。

今の農薬と河川あるいは湖や沼の問題。私はまだ三十三歳でございますけれども、私が子供のとき見かけた小さな生物というのが今になつてもう見られないものがたくさんあります。

〔理事大瀬絹子君退席、委員長着席〕
がきれいな水と密接に関係をしております。私の育ちました北海道にはおりませんでしたが、タガメなどという昆虫にも非常に興味を持っておりました。どの時点が我が国にとつてすばらしい大地であつたかということの論はまた別に譲るといつたしまして、現在の環境を守るということでさえも大変な努力が必要なことでもございますし、強い決意とエネルギーが必要なものだと思いました。ましてや、蛍のすめる自然環境を戻そうとなるとともにっともっと強いエネルギーが必要だと思ひます。この自然を守る、自然を復活させることでございましての大臣の抱負をお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

○國務大臣(石井道子君) 御指摘のように、最近は身近な自然が大変減少しております。そして、多くの地域で蛍などの小動物が見られなくなつてしまつて大変寂しいところでございますが、地域における多様な生態系の健全性を維持するということ、またその回復を図るということが大変重要な問題になつてまいりました。生物多様性国家戦略におきましても、地域の特性に応じた生物多様性の保全等を長期的目標として位置づけているところでございます。

このような課題に取り組むために、環境庁で

は、平成九年度予算案の中に身近な小動物の生息地を回復する事業について地方公共団体を支援いだします自然共生型地域づくり事業を盛り込みます。今後、環境庁いたしましても、これらの取り組みの推進を通じまして、国土の良好な自然環境の再生や形成に努めたいと思っております。

○小川勝也君 終わります。

○有働正治君 私は、さようは猛禽類のイヌワシ、クマタカ等の保護の問題で御質問いたしました。イヌワシ、クマタカ、オオタカはそれぞれ、レッドデータブックでのカテゴリー区分、種の保存法、文化財保護法による指定状況、簡潔にお示しいただきたいたいと思います。

○政府委員(澤村宏君) お答え申し上げます。

イヌワシ、クマタカ、オオタカはそれぞれ、クマタカは絶滅危惧種、オオタカは危急種に区分されております。それから、種の保存法におきましては三種ともに国内希少野生動植物種に指定されております。また、文化財保護法におきましてはイヌワシが天然記念物に指定されているところです。

レッドデータブックにおきましてはイヌワシ及びクマタカは絶滅危惧種、オオタカは危急種に区分されております。それから、種の保存法におきましては三種ともに国内希少野生動植物種に指定されております。また、文化財保護法におきましてはイヌワシが天然記念物に指定されているところです。

山ビレッジ開発計画の第一期事業のゴルフ場予定地内と周辺でのオオタカ、クマタカ、イヌワシの生息地保護の問題、地元でも大きな問題に今なつてお尋ねしたいわけであります。

○有働正治君 私は、さようは猛禽類のイヌワシ、クマタカ等の保護の問題で御質問いたしました。私は承認されて、その一つに大

山ビレッジ開発計画の第一期事業のゴルフ場予定地内と周辺でのオオタカ、クマタカ、イヌワシの生息地保護の問題、地元でも大きな問題に今なつてお尋ねしたいわけであります。

鳥取県の国立公園の大山であります。そのふも

とで、大山ふれあいリゾート構想いうのがござります。

○有働正治君 私は、さようは猛禽類のイヌワシ、クマタカ等の保護の問題で御質問いたしました。私は、さようは猛禽類のイヌワシ、クマタカ等の保護の問題で御質問いたしました。

ただいま御指摘の猛禽類の三種につきまして、レッドデータブックにおきましてはイヌワシ及びクマタカは絶滅危惧種、オオタカは危急種に区分されております。それから、種の保存法におきま

しては三種ともに国内希少野生動植物種に指定されております。また、文化財保護法におきましてはイヌワシが天然記念物に指定されているところです。

鳥取県の国立公園の大山であります。そのふも

とで、大山ふれあいリゾート構想いうのがござります。

門家の指導助言を仰ぐことが肝要であるとしておりまして、個々の案件につきましても、この点も含めて報告書が参考にされることを期待しているところでございます。

○有働正治君 そこで私は、具体的な例を挙げてお尋ねしたいわけであります。

鳥取県の国立公園の大山であります。そのふもとで、大山ふれあいリゾート構想いうのがござります。一九九一年に承認されて、その一つに大山ビレッジ開発計画の第一期事業のゴルフ場予定地内と周辺でのオオタカ、クマタカ、イヌワシの生息地保護の問題、地元でも大きな問題に今なつてお尋ねしたいわけであります。

まず、生息状況を私は確認したいわけであります。私が承知しているところでは、一つには、環境庁の過去の特殊鳥類調査によりますと、大山一帯でオオタカ、クマタカの生息記録があると承知しているわけでありますが、この点どうなつか。

まず、生息状況を私は確認したいわけであります。私が承知しているところでは、一つには、環境庁の過去の特殊鳥類調査によりますと、大山一帯でオオタカ、クマタカの生息記録があると承知しているわけでありますが、この点どうなつか。

二つには、九五年の五月、日本野鳥の会の鳥取県支部の独自調査、これが行われました。その結果、ゴルフ場予定地内にオオタカの営巣と、その年にオオタカのひな二羽、クマタカのひな二羽、この巣立ちを確認しているわけであります。翌年の九六年六月に、同じく野鳥の会の県の支部がオオタカ、クマタカの営巣と、後にオオタカのひな二羽、クマタカのひな二羽、この巣立ちを確認しているわけであります。このことを私は聞いているわけですが、この点についてどうなつか。

三つ目は、九六年七月の鳥取県議会への県の報告で、イヌワシ等の生息が判明と発表されています。

ことし二月の県議会でも、県が委託いたしました自然環境研究センターの調査結果として、オオタカの繁殖と巣立ちが確認され、イヌワシ、クマタカに加え、絶滅危惧種のヤイロチョウ、危急種のハヤブサも観察された、こういう説明がされています。

そこでお尋ねするわけであります。問題のは開発業者と大山町の開発事業に関する基本協定にクマタカとオオタカが生息しているということにつきましては鳥取県より聞いております。特にオオタカにつきましては、当該ゴルフ場の計画地内に営巣地があるということもお伺いしております。

○政府委員(澤村宏君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

御質問のゴルフ場の計画地、それからその周辺

にクマタカとオオタカが生息しているということにつきましては鳥取県より聞いております。特に

オオタカにつきましては、当該ゴルフ場の計画地内に営巣地があるということもお伺いしております。

○有働正治君 この関係者の調査結果、それから県の委嘱調査等も取り寄せて、十分実態を掌握していただきたいということを要望しておきます。

そこでお尋ねするわけであります。問題のは開発業者と大山町の開発事業に関する基本協定が鳥取県の立ち会いのもとで締結されているわけ

であります。その中に、「環境影響評価を行い自然環境の保全に充分配慮する」となつてているわけ

であります。ところが、一九九二年から九三年にかけまして開発業者が実施したとされています環境アセスの結果の公表された概要の中には、動物について、「計画地内には、絶滅危惧種等の貴重種・重要種はみあたりません。」、こういうふうに報告されているわけであります。

さらに県が学識経験者らのオオタカの生息の可能性の指摘を受けて、業者に対し再調査を求めました。県としてはそれなりに対応されておるということも聞いています。しかし、これに對して開発業者は、再調査の結果としてオオタカの営巣は確認されなかつたと、こういうことで生息を否定しているわけ

であります。特に局長の御答弁で、オオタカが開発地内にいるということを開いていると先ほど

これでございます。

これら一連の事例から見まして、また関係者の

調査結果から見まして、また県の委嘱した調査結果等から見まして、この大山ビレッジ開発予定期に周辺で猛禽類三種の生息が実在していると思われますが、この点、環境庁だけではなく、ういう掌握をなされておられるか、結論だけで結構でございますので、お示しいただければと思ひます。

○政府委員(澤村宏君) ただいまの御質問にお答え申し上げます。

御質問のゴルフ場の計画地、それからその周辺にクマタカとオオタカが生息しているということにつきましては鳥取県より聞いております。特にオオタカにつきましては、当該ゴルフ場の計画地内に営巣地があるということもお伺いしております。

まず、生息状況を私は確認したいわけであります。私が承知しているところでは、一つには、環境庁の過去の特殊鳥類調査によりますと、大山一帯でオオタカ、クマタカの生息記録があると承知しているわけでありますが、この点どうなつか。

二つには、九五年の五月、日本野鳥の会の鳥取県支部の独自調査、これが行われました。その結果、ゴルフ場予定地内にオオタカの営巣と、その年にオオタカのひな二羽、クマタカのひな二羽、この巣立ちを確認しているわけであります。翌年の九六年六月に、同じく野鳥の会の県の支部がオオタカ、クマタカの営巣と、後にオオタカのひな二羽、クマタカのひな二羽、この巣立ちを確認しているわけであります。このことを私は聞いているわけですが、この点についてどうなつか。

三つ目は、九六年七月の鳥取県議会への県の報告で、イヌワシ等の生息が判明と発表されています。

ことし二月の県議会でも、県が委託いたしました自然環境研究センターの調査結果として、オオタカの繁殖と巣立ちが確認され、イヌワシ、クマタカに加え、絶滅危惧種のヤイロチョウ、危急種のハヤブサも観察された、こういう説明がされています。

そこでお尋ねするわけであります。問題のは開発業者と大山町の開発事業に関する基本協定にクマタカとオオタカが生息しているということにつきましては鳥取県より聞いております。特に

御答弁なされたということと、調査時点の若干の兼ね合いはあるかと思いますけれども、明白に違うそういう業者側の対応であります。

しかも、その調査を指導しました自然環境研究センターが、現地の状況から当該地はオオタカの営巣地であり、継続的に毎年繁殖していると考える、こういうコメント、これは県が委嘱したところであります、そういうコメントをしているにもかかわらず、あくまで生息の肯定を避けていり、こういう状況であります。

この開発業者の態度は「自然環境の保全に充分配慮する」といたしましたこの基本協定、この条項から見ても明らかに私は背反していると考えざるを得ないわけであります。

そこで、今回取り上げたこの開発業者の一連の後ろ向きの態度、極めて私は遺憾だと指摘せざるを得ないわけであります、この点、環境庁はどう掌握されておられるのでありますでしょうか。

○政府委員(澤村宏君) お答え申し上げます。

オオタカ等の調査につきまして、これらの行動

パターンとかあるいは調査時点とか、いろいろな問題はあろうかと思いますが、今我々がお伺いし

ている点で申し上げますと、御指摘のように、事

業者の行つた準備段階での調査におきましてはオ

オタカの営巣地は確認されなかつたというふうに聞

いております。

しかしながら、鳥取県が別途実施しております

たオオタカ生息実態調査の中におきましては、オ

オタカの営巣地の情報が得られたというふうにも

聞いております。

私どもいたしましては、そうした結果が事業

者による評価書の作成に今後反映していくもの

であります、いうふうに考えているところでござい

ます。

○有働正治君 県の委嘱の調査の中では、オオタ

カだけではないんです、イヌワシ、クマタカ、ヤ

イロチヨウ、ハヤブサ等々も観察されているわけ

であります、極めてこれは大きな問題だと私は考

えざるを得ないわけであります。

○有働正治君 考えております。

○有働正治君(石井道子君) 適切に対応がなされま

すものと考えております。

○有働正治君 考えていますじやどうなるかわから

らないので、環境庁として、大臣としてもかかるべき対応をいたしますということをはつきり言わ

べき対応をいたしますということをはつきり言わ

ます。

○國務大臣(澤村宏君) おきましては、この点で

環境庁が打ち出しました「猛禽類保護の進め方」、

マニュアルがやつぱりきつちり厳守されるという

ことが私は大事だと考えるわけであります。その

点についての大臣の所見と、同時に、やつぱり

環境庁が自治体、そしてとりわけこれに対しても

否認的な態度をとっている開発業者に対して必要な督励等を求め、環境庁として、こういう大事な

島が保全、保護されていくように、絶滅に至らな

いようにきつちり対応をいたさないと求めるわ

けであります、大臣の所見を求めます。

○國務大臣(石井道子君) この開発計画予定地の

ところにオオタカなどの営巣が確認されているの

であれば、「猛禽類保護の進め方」を参考にして

いただいて、鳥取県において適切に対応されるよ

うに期待をしているところでございまます。

○有働正治君 大臣、期待をされることによくわ

かります。それはそのとおりなんです。だれも期待しないなんて言う人はいないと思うんですね。

だから、大臣、所管する長官といたしましては

やつぱりそういうことがきつちり守られるよう

に御相談されるなり適切に対応願いたい、そ

ういうことについての御答弁を明確にしていただきたいと思います。

○國務大臣(石井道子君) 適切に対応がなされま

すものと考えております。

○有働正治君 考えていますじやどうなるかわから

らないので、環境庁として、大臣としてもかかる

べき対応をいたしますということをはつきり言わ

ます。

○國務大臣(澤村宏君) 前回の質問で、愛知県瀬戸市で陶器絵つけを當

ていたと思うわけであります、猛禽類の保護を

かかわる国立の調査研究などのセンターの設置を

図るべきだという御要望であります、この点につ

いて環境庁の善処を求めていたと思うわけであ

りますが、長官、いかがでございますか。

○政府委員(澤村宏君) 環境庁におきましては、

来年度よりイヌワシ、クマタカにつきまして詳細

な生態調査を実施するために、平成九年度予算に

おきまして必要な経費を計上しているところでございます。

確かに、調査時点等々の局長言われる問題はあ

るかもしれません。しかし、今日において、近年

におきまして、こういう県の委嘱した調査等々か

ら見ましても、先ほど述べられました絶滅危惧

種、危急種、あるいは国内希少種、あるいは天然記念物と言われるそういうものがここに観察され

ているという公的機関の調査も示されているわけ

であります。

したがつて、この開発計画地におきましても、

環境庁が打ち出しました「猛禽類保護の進め方」、

マニュアルがやつぱりきつちり厳守されるという

ことが私は大事だと考えるわけであります。その

点についての大臣の所見と、同時に、やつぱり

環境庁が自治体、そしてとりわけこれに対しても

否認的な態度をとっている開発業者に対して必要

な督励等を求め、環境庁として、こういう大事な

島が保全、保護されていくように、絶滅に至らな

いようにきつちり対応をいたさないと求めるわ

けであります、大臣の所見を求めます。

○國務大臣(石井道子君) この開発計画予定地の

ところにオオタカなどの営巣が確認されているの

であれば、「猛禽類保護の進め方」を参考にして

いただいて、鳥取県において適切に対応されるよ

うに期待をしているところでございまます。

○有働正治君 大臣、そのとおりで適切に対応す

ましたとおりでございますが、私ども先ほど申し上

げたとおりでございますが、私ども先ほど申し上

げましたように、県とも連絡をとっております。

また、先ほど先生からその点の調査等についても

詳細に把握するようなどもございました。

きょうのこうした経過を踏まえまして、今後

適切に対応してまいりたいと思います。

○有働正治君 大臣、そのとおりで適切に対応す

る、よろしいですね。

○國務大臣(石井道子君) そのとおりでございま

す。

○有働正治君 それとの絡みで、種の保存法に基

づく希少野生動植物種保存基本方針に沿った生息

地等保護区の指定が早急に求められているわけで

あります。そのため全国的な生息状況の早急な

把握を行うべきだと考えるわけであります。その

際、日本イヌワシ研究会や日本オオタカネット

ワーク、日本野鳥の会などの環境NGOの協力を

大いに求めてはいかがかと思います。この点、も

ちろんこの間も対応されていると思いますけれど

も、さらに対応願いたい、それが一点であります。

○有働正治君 それには、いざながいです。

○有働正治君(澤村宏君) おきましては、この点で

環境庁が別途実施しております。

○有働正治君(澤村宏君)

いたします。

政府は、ウルグアイ・ラウンド対策として六年間に約六兆円の国費を投入するとしております。それだけ膨大な予算がどこにどのように使われたのか見えてこないという国民の声が農家と都市生

活者の両方から起きています。今、日本の農業は

大きな転換期を迎え、二十一世紀を見据えた我が國の農業のあり方について抜本的な検討が求められています。自立する農業、自由化に勝てる仕組み、収入の安定化等々。

そこで、私は環境と農業、都市と農村との交流という視点からグリーンツーリズムに予算の軸足を移していくべきではないかと思います。労働科学研究所の調査によれば、休暇を農山漁村で過ごしてみたいという人は八九%に達しています。我が国でも、議員立法による農山漁村滞在型余暇活動基盤整備法、いわゆるグリーンツーリズム法がようやく平成七年四月から施行されています。

グリーンツーリズム法支援のための予算は、拝見しましたが、随分細分化されておりまして、なかなか一発で幾らと読み取れるような仕組みになつております。総額で幾らか、そして現在の状況はどうなつておりますか、農水省、お願いします。

○説明員(井上直聖君) 農林水産省の構造改善事業課長でございます。

ただいまお尋ねの件でございますグリーンツーリズム、実は私ども農林水産省といたしましても、やはり物の豊かさから心の豊かさを求めるところの交流を楽しむ方の滞在型の余暇活動、これを称してグリーンツーリズムと申しております。これを推進いたしております。

平成五年度以来逐次このための必要な予算も拡充してまいっております。具体的には、平成五年度からグリーンツーリズムの推進に必要な地域の人材の育成、インストラクター等々でございま

す。それから、諸外国、何と申しましても、西欧

がこのグリーンツーリズムの先進国でございます。そうした優良事例の調査等を行います、農山村でまさにゆとりある休暇をという推進事業を進めさせております。

この予算、平成八年度におきましては三億二千四百万、三億円余の予算措置を本年度講じております。また、来年度、九年度の予算案におきましても、一つは、都市住民に対して農村地域で開催されますイベント、民宿等の情報、情報発進して

いく事業、そのためのガイドブック、パンフレット、さらにはインターネットなんかも駆使した情報発進の事業でございます、こういったものをやること。さらには都道府県段階では、体験民宿へのいろんな指導を行う、経営指導それから接客のための指導等々でございます、そういったものの事業。さらには市町村レベルにおきますと、地域資源、郷土芸能を紹介する事業、それから農業体験、それから農産物の加工、こういったものを側面から支援できるようにということで、この事業をさらに拡充いたしまして、現在、三億五千六百万円の計上をいたしておりますところでございま

す。

このグリーンツーリズムの事業、私ども大変大事な事業と考えておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でございますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

あつても実績はゼロだと伺っております。もう一つ、農村をグリーンストックとしてとらえる視点

があります。農家の取り組みに対するフランスのような補助制度がないというのも大変残念でございます。

もう一点農水にお尋ねしたいんですが、済みません、三十秒以内でお願いしますよ。

農家民宿を事業助成の対象としてとらえることはできないのか。農家民宿に対する補助制度の可

能性についてお答えください。そして、農村をグリーンストックとして認識評価しているのかどうか、手短にお願いします。

○説明員(井上直聖君) お尋ねの件でございます個人補助ということではございますけれども、これは、我が国あるいは私ども農林水産省の補助体系の中では、やはり個人の資産の形成にいかに資するようなものというものは從来対象にしておりません。そのかわりといつてはなんぞございます。

ただ、もちろん個人補助はだめではございませんけれども、いろんな融資制度であるとかを活用していただくという道で対応をお願いしているところです。

ただ、もちろん個人補助はだめではございませんけれども、例えば三戸以上の農家が集まってグループとしてある種の活動をするといった場合になりますと、これは私どもの補助事業の対象になりますけれども、例え三戸以上の農家が集まってグループとしてある種の活動をするといった場合には、それは私どもの補助事業の対象になりますけれども、例え三戸以上の農家が集まってグループとしてある種の活動をするといった場合には、それは私どもの補助事業の対象になります。

それからグリーンストック、これは私どもの言葉としてはあるかもしませんけれども、これは、緑の豊かな空間、農山漁村の心の豊かさの源という意味では私ども大変大変重要なことと考えております。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

クと位置づけ、その蓄積を図るところに予算支出の重点を置く必要があると思います。

野村総研が先ごろまとめたところによりますと、我が国農地の環境保全価値は四兆円と発表しております。また、来年度、九年度の予算案におきましても、一つは、都市住民に対して農村地域で開催されますイベント、民宿等の情報、情報発進して

います。この予算、平成八年度におきましては三億二千四百万、三億円余の予算措置を本年度講じております。また、来年度、九年度の予算案におきましても、一つは、都市住民に対して農村地域で開催されますが、済みません、三十秒以内でお願いしますよ。

農家民宿を事業助成の対象としてとらえることはできないのか。農家民宿に対する補助制度の可

能性についてお答えください。そして、農村をグリーンストックとして認識評価しているのかどうか、手短にお願いします。

○説明員(井上直聖君) お尋ねの件でございます個人補助ということでございますけれども、これは、我が国あるいは私ども農林水産省の補助体系の中では、やはり個人の資産の形成にいかに資するようなものというものは從来対象にしておりません。そのかわりといつてはなんぞございます。

ただ、もちろん個人補助はだめではございませんけれども、いろんな融資制度であるとかを活用していただくという道で対応をお願いしているところです。

ただ、もちろん個人補助はだめではございませんけれども、例え三戸以上の農家が集まってグループとしてある種の活動をするといった場合には、それは私どもの補助事業の対象になりますけれども、例え三戸以上の農家が集まってグループとしてある種の活動をするといった場合には、それは私どもの補助事業の対象になります。

それからグリーンストック、これは私どもの言葉としてはあるかもしませんけれども、これは、緑の豊かな空間、農山漁村の心の豊かさの源という意味では私ども大変大変重要なことと考えております。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

クと位置づけ、その蓄積を図るところに予算支出の重点を置く必要があると思います。

野村総研が先ごろまとめたところによりますと、我が国農地の環境保全価値は四兆円と発表しております。また、来年度、九年度の予算案におきましても、一つは、都市住民に対して農村地域で開催されますが、済みません、三十秒以内でお願いしますよ。

農家民宿を事業助成の対象としてとらえることはできないのか。農家民宿に対する補助制度の可

能性についてお答えください。そして、農村をグリーンストックとして認識評価しているのかどうか、手短にお願いします。

○説明員(井上直聖君) お尋ねの件でございます個人補助ということでございますけれども、これは、我が国あるいは私ども農林水産省の補助体系の中では、やはり個人の資産の形成にいかに資するようなものというものは從来対象にしておりません。そのかわりといつてはなんぞございます。

ただ、もちろん個人補助はだめではございませんけれども、いろんな融資制度であるとかを活用していただくという道で対応をお願いしているところです。

ただ、もちろん個人補助はだめではございませんけれども、例え三戸以上の農家が集まってグループとしてある種の活動をするといった場合には、それは私どもの補助事業の対象になりますけれども、例え三戸以上の農家が集まってグループとしてある種の活動をするといった場合には、それは私どもの補助事業の対象になります。

それからグリーンストック、これは私どもの言葉としてはあるかもしませんけれども、これは、緑の豊かな空間、農山漁村の心の豊かさの源という意味では私ども大変大変重要なことと考えております。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

○末広真樹子君 私は、これは基本的にはよい制度でありますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、こういったソフトの事業に加えましてハード面の整備、これは私どもが行つております構造改善事業等々の事業でござりますけれども、ハード面でも支援してまいりたいと思っておりますので、体験農園であるとか、それから農産物の加工の施設であるとか、それから直売の施設とか、そういうものを整備していく。このために九年度は六十七億円の予算を計上しておりますところでございます。

われてまいりまして、大正末期から昭和の初めにかけては、東京銀座で産みたての卵を販売するなど、大変画期的なことをやつてまいった地域でございます。

この春に、自然との触れ合いをテーマにしました産業文化公園がこの安城市にオープンします。大温室と講座つき市民農園、菜園のコース、花のコースなどが総面積十三・一ヘクタールのスケールで、その名もデンマークの公園、田園の公園という意味を込めてデンパークと名づけられております。従来の一坪農園のように、個々にちまちまと何かこつこをして、三年で飽きてはつたらかず、そういうしたものではない、全体を公園として市が運営するテーマパークという趣でござります。

私は、実際に見てまいりまして……

○委員長(渡辺四郎君) 時間オーバーしておりますから。

○末広真樹子君 目の前にどうでかい……(時間オーバーですよ)と呼ぶ者あり)

○末広真樹子君 四十分までといただいていますよ。

○委員長(渡辺四郎君) ああ、四十一分。(わかつた)と呼ぶ者あり)

○末広真樹子君 今どなたがおっしゃったんですか。(間違えました)と呼ぶ者あり)

○委員長(渡辺四郎君) 五分違つておりますから。

○末広真樹子君 そんな違ひ困りますね、五分も。十五分しかもらつていらないのが五分短く削られたらどうなるんですか。

○委員長(渡辺四郎君) 間違つておりました。

○末広真樹子君 はい。びっくりしましたですよ。もう心臓ときどきしちゃいますよ。どうなるんですか、これ途中で。(デンパーク)と呼ぶ者あり)デンパークですね。悲しいわ。

デンパーク、私実際に見てまいりましたんだですが、目の前によく本物のサイロがそびえているのが何とも心強いと思いました。

中山間部の過疎対策、休耕田の有効利用、都市と農村に住む人々の交流、そして大地に触れる喜び、現代人のストレスをいやす場として、市民農園と都市公園事業のゆとりとした複合化を目指すには、ぜひともこれも農水省と建設省、そして環境庁の調整が必要なところでございます。

今度は農水省の御見解をお願いしたいと思います。

○説明員(井上直聖君) 先ほど先生御指摘のごとく、私は、ぜひともこれも農水省と建設省、そして環境庁の調整が必要なところでございます。

いましたデンパーク、これは市の発意に基づきますして、私どもの事業、それから県の単独の事業等々合わせまして実施しております事業でございまして、まさにそのねらいとするところは、地域の活化、農産物の販売、それから雇用の確保、都市からの人々の自然へのいざないといったことを目的としておるパークでございます。

一方、建設省のお持ちの都市公園でございますけれども、これは都市公園法に基づきまして整備され、一義的には健康で文化的な都市生活等々を基本理念としまして、主として都市計画区域につくられるものと承知しております。

したがいまして、私どもの進めております、言つてみますれば都市交流施設とは、主としてそのねらいとか、つくられる地域だと等々、若干相違しております。したがいまして、私どもいたしましては、それを整備される地元の市町村なり地方公共団体の方々が、それぞれのねらい、特性に応じてそれぞれの事業をうまく組み合わせて御利用していくなどということをお願いしたいと思いますし、また関係省庁ともそういう方向で進んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○末広真樹子君 というような地方への放り投げ方ではクリーン・ツーリズム運動は進んでまいらないと私は思っています。

作家の司馬遼太郎さんは、一九七〇年に「街道をゆく」という連載を始められたときに、大地が大切である、日本は土地を売り買いし始めたときからだめになるよと、こうおっしゃつて連載を始めたそうですございます。大変先見の明があつたなと思います。まさに今時代は、大地とともに自然との共生を求めております。ウルグアイ・ラウンド対策の一環として、グリーン・ツーリズムへの実効性のある財政支援と環境庁の積極的な取り組みに期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(渡辺四郎君) どうも失礼をしました。以上をもちまして、平成九年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、総理府所管のうち公害等調整委員会及び環境庁について、まさにそのねらいとするところは、地域の活性化、農産物の販売、それから雇用の確保、都市の委嘱審査は終了いたしました。なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺四郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(渡辺四郎君) 次に、南極地域の環境の保護に関する法律案を議題といたします。石井環境府長官。

○国務大臣(石井道子君) ただいま議題となりました南極地域の環境の保護に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

南極地域におきましては、一九六一年に領土権の凍結、軍事利用の禁止、科学観測のための国際協力を目的とする南極条約が発効し、以来科学観測の場として利用されております。近年、地球環境のモニタリング等の観点から、南極地域の環境の重要性が注目される一方で、基地活動や観光利用の増加による環境影響も懸念されており、人類共通の財産としての南極地域の環境を保護するための国際的取り組みの強化が要請されており

第一に、議定書の定めに従い、南極地域において、科学的調査を除く鉱物資源活動を禁止し、動物及び植物の保育のために動植物の捕獲や持ち込み等を制限し、廃棄物の適正な処分及び管理を行い、南極特別保護地区への立ち入りを制限し、南極史跡記念物の破壊等を禁止するとともに、南極地域の大気の著しい汚染等、南極地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれのある行為を禁止しております。

第二に、以上の行為の制限を確實なものとするため、南極地域においては原則としてすべての活動を実施する場合に、議定書で禁止されている行為がないこと、議定書で条件つきで認められていないと私は思っています。

第三に、以上の行為の制限を確実なものとするため、南極地域においては原則としてすべての活動を実施する場合に、議定書で禁止されている行為がないこと、議定書で条件つきで認められていないと私は思っています。この確認のための審査に当たっては、必

要に応じ環境影響の検討資料の提出を求めるとともに、環境影響の程度が軽微でない場合には、議定書の締約国等の意見聴取の手続を行うこととしており

このほか、報告収集、立入検査、措置命令といたた、南極地域の環境の保護のため必要な監督を行ふとともに、周知、罰則、経過措置等に関

し、所要の規定を設けることとしております。また、この法律の制定に伴い、南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律は、廃止することとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(渡辺四郎君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十七分散会

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、南極地域の環境の保護に関する法律案

南極地域の環境の保護に関する法律案
南極地域の環境の保護に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条～第四条)
第二章 南極地域活動計画の確認(第五条～第十二条)
第三章 南極地域における行為の制限
第一節 鉱物資源活動の制限(第十三条)
第二節 動物相及び植物相の保存のための制限(第十四条)
第三節 廃棄物の適正な処分及び管理(第十一条～第十八条)
第四節 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための制限(第十九条～第二十条)

第四章 監督(第二十一条～第二十三条)
第五章 雜則(第二十四条～第二十八条)
第六章 罰則(第二十九条～第三十三条)
附則

(目的)
第一章 総則

第一条 この法律は、国際的に協力して南極地域の環境(これに依存し及び関連する生態系並びに植物相の保存に関する法律は、廃止することとしております。

にこれとともに包括的に保護されるべき南極地域の固有の価値を含む。以下単に「南極地域の環境」という。)の保護を図るために、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書(同議定書の附属書Iから附属書Vまでを含む。以下「議定書」という。)的確かつ円滑な実施を確保し、もつて人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(適用範囲)
第二条 この法律は、日本国民及び日本國の法人並びに日本国内に住所を有する外国人及び日本に所属する従業者が当該法人の業務に関し、南極地域活動をし、又は南極地域活動の主宰に関する場合に限る。に適用する。

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 南極地域 南緯六十度以南の陸域(氷棚及びその上空の部分を含む。以下同じ。)及び海域(氷棚の区域については、その下の海中の部分に限る。以下同じ。)をいう。
二 南極地域の固有の価値 南極地域の科学上の歴史上若しくは芸術上の価値又は原生の状態を維持していることの価値をいう。
三 南極地域活動 南極地域においてする科学的調査、観光その他の活動(一定の目的たためにする一連の行為をいう。)をいう。
四 南極地域活動計画 一又は二以上の南極地域活動に係る一の計画をいう。

五 南極特別保護地区 議定書附属書V第三条
六 特定活動 南極地域の海域においてする次に掲げる南極地域活動(次に掲げる南極地域活動以外の南極地域活動と一体となつて行われるものと除く。)をいう。

イ 南極地域の海域に生息し、又は生育する水産動植物の採捕であつて当該採捕を制限し、又は禁止する法令の規定(政令で定められたものに限る。)に反することなく行われる行為又は航空機の飛行(南極特別保護地区への立入りを除く。)及びこれらに付随する総理府令で定める行為

ハ 科学的調査であつてその結果を公表することとされているもの(イに掲げるものを除く。)を除く。)
七 南極環境構成要素 南極地域の大気、南極地域の水、南極地域に生息し、又は生育する動植物その他の南極地域の環境の構成要素(南極地域の気象その他これららの構成要素の現象又は状態を含む。)であつて、総理府令で定めるものをいう。

八 南極環境影響 南極地域活動が南極環境構成要素に及ぼす影響をいう。

九 鉱物資源活動 鉱物(石炭、亜炭、石油及び天然ガスを含む。)の探鉱及び採鉱を行う。

十 南極哺乳類 哺乳綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十一 南極鳥類 鳥綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十二 廃棄物 南極地域の陸域(上空を除く。)以下この号において同じ。において発生し、又は南極地域の陸域に持ち込まれた固形状又は液状の不要物をいう。

十三 南極史跡記念物 議定書附属書V第八条

5 後段に規定する史跡及び歴史的記念物の一覽表に掲げられた史跡及び歴史的記念物であつて、総理府令で定めるものをいう。

第四条 環境庁長官は、議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次条第一項に規定する確認を受けて南極地域活動を主宰する者(以下「主宰者」という。)及び南極地域活動の行為者が南極地域の環境の保護のために配慮しなければならない基本的な配慮事項(以下この条において「基本的な配慮事項」という。)を定めて公表するものとする。

第五条 何人も、南極地域においては、第七条第一項各号に掲げる要件に該当する旨の環境庁長官の確認(次項を除き、以下単に「確認」といふ。)を受けて南極地域活動計画に含まれる南極地域活動以外の南極地域活動をしてはならない。

第六条 第二章 南極地域活動計画の確認
3 前二項の規定は、基本的な配慮事項の変更について準用する。

第七条 第二章 南極地域活動計画の確認
2 環境庁長官は、基本的な配慮事項を定めようとするときは、文部大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

第八条 第二章 南極地域活動計画の確認
1 環境庁長官は、議定書の締約国たる外国(以下「締約国」という。)を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動以外の南極地域活動をしてはならない。ただし、特定活動については、この限りでない。

第九条 第二章 南極地域活動計画の確認
2 議定書の締約国たる外国(以下「締約国」という。)の法令であつてこの法律に相当するもの(以下「締約国の相当法令」という。)の規定により該締約国において前項に規定する確認に類する許可その他の行政処分を受けてする南極地域活動又は当該該処分を受けることを要しないと定は、適用しない。

第十条 第二章 南極地域活動計画の確認
3 前項に規定する南極地域活動をしようとする者は、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

ら
な
い
。

(南極地域活動計画の確認の申請)

第六条 南極地域活動計画の確認についての申請

(以下この条から第十条までにおいて単に「申請」という。)は、当該南極地域活動計画に含まれる南極地帯活動を主宰しようとする者が次に

出する者(以下「申請者」という。)は、当該申請書に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の南極環境影響について環境長官が定めるところにより調査、予測及び評価を行い、その結果を記載した図書を当該申請書とともに環境省長官に提出することができる。

2 ほか、当該南極環境影響の程度がその時点において国際的に到達されている水準の南極環境影響に関する科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがないこと。
南極地域活動は、次に掲げるものであつてはならない。

二 第六条第三項に規定する図書を提出する」と。
三 第六条第三項に規定する図書の記載事項の修正又は補充を行うこと。

2 前項の規定による命令があつた場合において、申請者が同項の期限までに当該命令に係る

措置をとらないときは、環境庁長官は、当該申請を却下しなければならない。

いて、申請に係る南極地域活動計画が次の各号に掲げるものに該当すると認めるときは、それ

それ当該各号に定める措置をとらなければならぬ。

第一項各号に掲げる要件に該当する南極地域活動計画 当該南極地域活動計画の確認を

し、その旨を書面をもつて申請者に通知すること。

二 それに含まれるすべての南極地域活動が前
条第一項第一号から第四号までに該当し、か
つ、それに含まれる南極地帯活動の全部又は

一部が同項第五号に掲げる要件に該当しない
おそれがあることから締約国の政府並びに日

本国内及び日本国外の一般の意見を求める必要がある南極地域活動計画 次条の規定による告白とてつば支度にて里日とおきくいふ二

三 前二号に掲げるもの以外のもの 当該南極
申請者に通知すること。
を指すとする旨及びその理由を書面をもつて

地域活動計画の確認を拒否し、その旨及びその理由を書面をもつて申請者に通知する。

4 環境庁長官は、前項の規定による措置をとらうとする場合において必要があると認めるときは

は、總理府令で定めるところにより、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動について

て、南極地域に關し専門の学識経験のある者の意見を聽くことができる。

環境庁長官は、南極地域の環境を保護するため必要があると認めるときは、その必要の限度

第十九部 環境特別委員会會議録第四号 平成九年三月二十七日

において、第二項第一号の規定による確認に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動（その南極環境影響が極めて軽微なものを除く。）について南極環境構成要素（あらかじめ環境庁長官が通知する南極環境影響に係るものに限る。）の観測又は測定を総理府令で定めるところにより行いその結果を環境庁長官に報告すること、南極地域において環境庁長官の権限を行う職員との間の連絡手段を確保することその他

の条件を付することができます。

6 第二項第二号の規定による通知について不服がある者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一百六十号）に基づく異議申立てをすることができる。

7 申請者は、申請に係る南極地域活動計画について確認をし、又は確認を拒否した旨の通知を受けるまでは、いつでも申請を取り下げることができます。

（南極地域活動計画の縦覧等）

第九条 環境庁長官は、前条第三項第一号に定められた日から起算して二週間以内に、申請に係る南極地域活動計画について、総理府令で定めるところにより、総理府令で定める事項を公告し、及び当該公告の日から起算して三十日間、当該南極地域活動計画に係る申請書及び第六条第三項に規定する図書を縦覧に供し、並びに当該南極地域活動計画についての意見を求めるため議定書附属書I第三条2に規定する事項を記載した包括的な環境評価書を作成して締約国の政府及び議定書第十一条の環境保護委員会に送付する手続をとらなければならぬ。

2 何人も、前項の規定により縦覧に供された南極地域活動計画について、同項の規定による公告の日から、同項の縦覧期間の満了日の翌日から起算して六十日を経過する日までの間に、環境庁長官に対し、南極地域の環境の保護の見地からの意見を、意見書の提出により述べることができる。

3 環境庁長官は、第一項に規定する包括的な環境評価書に対する締約国の政府の意見若しくは（その旨を環境庁長官に届け出なければならない。）に照らし南極地域の環境を保護するため必要があると認めるとき、又は議定書附属書I第三条5若しくは6の規定に従うた

め必要があると認めるときは、申請者に対し、相当な期限を付して、書面をもって、当該南極地域活動計画について必要な修正を行なべきことを命ずることができる。この場合において、

当該書面には、当該修正を行うべき理由を付さなければならない。

4 前条第一項の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第二項中「当該命令に係る措置をとらない」とあるのは、「第九条第三項の規定による命令に係る修正を行わない」と読み替えるものとする。

5 環境庁長官は、第三項の規定による命令に係る修正後の南極地域活動計画（同項の規定による命令をしない場合には、第一項の規定による公告に係る南極地域活動計画）が第七条第一項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該南極地域活動計画の確認をし、その旨を書面をもって申請者に通知しなければならない。

（行為者証の交付等）

第六条 申請書を提出した時に第六条第一項第四号又は第七号に規定する氏名が確定していない場合には、申請者又は主宰者は、南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が開始される日（当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が二以上である場合にあっては、それが開始される日のいずれか早い日。以下この条において「計画開始日」という。）の三十日前までに、当該氏名を確定し、これを環境庁長官に届け出なければならない。

2 第六条第一項第四号若しくは第七号に規定する氏名又は同項第五号に掲げる事項に変更があつた場合には、申請者又は主宰者は、計画開始日三十日前までに、その旨を環境庁長官に届け出なければならない。

（承継）

第十一条 申請者に代わって申請中の南極地域活動に係る南極地域活動を主宰しようとする者は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に届け出で、その申請者の地位を引き継ぐことができる。

（承継）

第十二条 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動の行為者は、南極地域活動において、第六条第一項第六号及び第七号の事項について説明し、その他この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないように必要な指導を行うべきを証明する行為者証を携帯しなければならない。

（主宰者の責務）

第十三条 主宰者は、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動の行為者に対する第六条第一項第六号及び第七号の事項について説明し、その他のこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないように必要な指導を行うべきを証明する行為者証を携帯しなければならない。

（第三章 南極地域における行為の制限）

第一節 鉱物資源活動の制限

第十四条 何人も、総理府令で定める検査を受けている場合その他総理府令で定める場合を除いて、その全員の同意により当該申請の手続を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その申請者の地位を承継する。

4 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日三十日前までに、当

3 前項の規定により申請者の地位を承継した者は、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境庁長官に届け出なければならない。

4 第一項の規定は確認を受けた南極地域活動計画に係る主宰者とならうとする者について、第二項の規定は確認を受けた南極地域活動計画に係る主宰者について、第一項中「環境庁長官に届け出で」とあるのは「環境庁長官の承認を受けて」と、第二項中「その申請者」とあるのは「環境庁長官の承認を受け、その主宰者」と、「承継する」とあるのは「承継することができる」と読み替えるものとする。

5 環境庁長官は、主宰者から申請があつたときは、総理府令で定めるところにより、当該主宰者に対し、その者の主宰する南極地域活動の行為者について、その全員の同意により当該申請の手続を承継するべき相続人を選定したときは、その選定された者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その申請者の地位を承継する。

6 主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を亡失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。

7 確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、南極地域において、第六条第一項第六号及び第七号の事項について説明し、その他のこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないように必要な指導を行うべきを証明する行為者証を携帯しなければならない。

（第二節 動物相及び植物相の保存のための制限）

第十五条 何人も、総理府令で定める検査を受けている場合その他総理府令で定める場合を除いて、その全員の同意により当該申請の手続を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その申請者の地位を承継する。

6 主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を亡失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。

7 確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、南極地域において、第六条第一項第六号及び第七号の事項について説明し、その他のこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないように必要な指導を行うべきを証明する行為者証を携帯しなければならない。

（第二節 動物相及び植物相の保存のための制限）

第十六条 何人も、総理府令で定める検査を受けている場合その他総理府令で定める場合を除いて、その全員の同意により当該申請の手続を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その申請者の地位を承継する。

6 主宰者又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を亡失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。

7 確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、南極地域において、第六条第一項第六号及び第七号の事項について説明し、その他のこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないように必要な指導を行うべきを証明する行為者証を携帯しなければならない。

（第二節 動物相及び植物相の保存のための制限）

分とみなす。

3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧法第五条第一項の規定により外務大臣に提出された申請書は、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第一項の規定により環境庁長官に提出されたものとみなす。

第四条 附則第一条第四号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間における前条第一項の規定の適用については、同条中「旧法第二条から第四条まで」とあるのは「旧法第二条第四项、第三条、第四条」と、「規定中」とあるのは「規定中」「南極地域」とあるのは「南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第二号)。以下「南極環境保護法」という。」第三条第一号に規定する南極地帯」と、「南極哺乳類」とあるのは「南極環境保護法第三条第十号に規定する南極哺乳類」と、「南極鳥類」とあるのは「南極環境保護法第三条第十一号に規定する南極鳥類」と、「と」とする。

第五条 附則第一条第一号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間における前条の規定の適用については、同条中「旧法第二条第四项、第三条」とあるのは「旧法第三条」と、「南極鳥類」と、「と」とあるのは「南極鳥類」と、「特別保護地区」とあるのは「南極環境保護法第三条第五号に規定する南極特別保護地区」と、「と」とする。

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に南極地域において南極地域活動をしている者が最初に南極地域から出るまでの間に南極地域においてする南極地域活動については、第五条第一項及び第十一条第七項の規定は、適用しない。
2 前項に規定する者が附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四条第三号の許可(附則第三条第二項の規定によりみなされたものを含む)を現に受けている場合における当該許可に係る行為及び前項に規定する者がする旧法第四条第一号及び第二号

に掲げる行為については、第十四条第一項及び第十九条の規定は、適用しない。

3 第一項に規定する者は、総理府令で定めるところにより、同項に規定する南極地域活動が終了した後、遅滞なく、環境庁長官に対し、総理府令で定める事項を報告しなければならぬ。

4 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第七条 附則第一条第一号に定める日が同条第三号に定める日後である場合における同号に定める日から同条第二号に定める日の前日までの間のこの法律の規定の適用については、第三条第五号中「議定書附属書V第三条1又は3の規定により指定された南極特別保護地区であって、」とあるのは「生態系の保存が学術的に特に重要なものとして議定書第一条(c)の南極条約協議国会議が指定した地区」と、第七条第一項第三号中「議定書附属書V第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区」とに総理府令で定める要件に適合すること(当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあっては、科学的調査のため欠くことができないものであること)とあるのは「南極特別保護地区の生態系の保存に支障を及ぼすものでないことその他の総理府令で定める条件に適合すること」とする。

第八条 附則第一条及び次条の規定の施行前にした行為並びに附則第二条の規定の施行後附則第一百八十三号の一部を次のように改正する。

第四条第四十五号を削り、同条第四十六号を同条第四十五号とする。

「南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第百八十三号)」第十六条第四号に規定する年法律第百八十三号の一部を次のよう改訂する。

(環境庁設置法の一部改正)

第十一条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改訂する。

第四条第七号中「及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)及び南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第八号)」に改める。

(環境庁設置法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改訂後の環境庁設置法第四条第七号の規定の適用については、附則第一條第一号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間は、「及び南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第八号)」とあるのは、「並びに南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第八号)」及び同法附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律(昭和五十七年法律第五十八号)」とする。

(外務省設置法の一部改正)

第十三条 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改訂する。

第四条第四十五号を削り、同条第四十六号を同条第四十五号とする。

第九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正
第十条第二項第四号中「定めた廢棄物」の下に

平成九年四月十六日印刷

平成九年四月十七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D